

令和5年 第2回 安芸太田町議会定例会会議録

令和5年3月7日

招集年月日	令和5年3月3日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和5年3月3日 午前10時00分			議 長	中本 正廣
	閉 会				議 長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	7 番	影 井 伊久美		8 番	田 島 清	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	小 田 和 子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	—	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和5年3月7日

	一般質問
--	------

令和5年第2回定例会
(令和5年3月7日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

おはようございます。昨日に続き一般質問を行います。傍聴の方々ありがとうございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、ごめんなさい。11名です。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめ御手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。昨日に引き続き一般質問を続けます。通告に従って、順次発言を許します。はい。2番、斉藤マユミ議員。

○斉藤マユミ議員

皆様、改めまして、おはようございます。今日は、昨日に続いてお天気がよく、足元が随分よくなりましたので、たくさんの方の傍聴をいただきまして、少々、今日はトップではありますし、緊張いたしております。どうぞよろしく願いいたします。それでは始めさせていただきます。ロシアがウクライナ侵攻から1年が経過、いまだ収束も見えません。トルコ、シリア、大震災、大地震発生から1か月がたちます。どちらも想像を絶する苦しみを味わっておられることに、心よりお見舞いを申し上げます。国内でも、様々な事案が発生しています。広島県では市立中学1年男子生徒が、同級生を包丁で切りつけて軽傷を負わせた事案が発生しました。軽症であっても、絶対あってはならないことです。これから解明されることですが、いつ何が起こるか予断が許せません。身近では、この冬の大雪、寒波を乗り越え、雪解けが始まり、猫柳も、フキノトウも我先に競い、芽吹き、谷いそぎが、ちらほら目にとまり、春を感じ、心も和みます。また、ワールドベースボールクラシックが始まります。わくわく、心待ちにしておられる方も多いことでしょう。それでは、一般質問に入ります。国道、県道、主要道路沿い、河川の樹木対策について、雪害で倒木等が多く見うけられます対策について、昨年3月にも同じ質問をさせていただき、1年が経過しました。昨年の答弁では、所有者の関係も含め、協議し、早めの対策をし、県とも連携を図りたいとのことでした。昨年末の大雪、また、今年1月の10年に1度の大寒波で、道路に隣接する竹林や枯れ木等が雪の重みで倒れたり、通行止めや停電も発生しました。道路沿いの竹林でのホワイトアウト状態はすごいものでした。停電で一時的断水もありました。このたびの断水地域は比較的気温が緩やかだったのと、早期の復旧で、凍結はなかったようです。松原地域を含む標高の高いところでは、機械が作動しなければ、気温が著しく低い地域のため、凍結して水道管破裂は軒並み、長期の断水は免れないと思います。今後、冬季に停電になった場合の対策も必要と思われれます。また、河川への倒木が見られ、特に五日市湯来筒賀線の国道において多く発生が見られます。川幅が狭く、木がせかり、国道にあふれ出るのではと危惧されます。道路沿い、山林の土地所有者、河川沿いの土地所有者の普段の管理に、土地所有者の高齢化、相続関係、地元離れ、持ち主不在等限界もあり、今後ますます複雑になります。計画的に対策が急がれます。2月の県の定例会で、山県郡選出の県議会議員所属の会派で、倒木等の事前対策を知事に要望していただいたようです。これは、町長、議長をはじめ、関係者で要望活動をしていただいた成果があったものと思われれます。また、一般質問で、樹木伐採について、県の土木建築局長は、豪雪事前対策として、日常のパトロールで倒木等を事前に把握し、降雪時期までに伐採を適時に対応してまいりますと答弁されました。このたび

の雪害の状況と対策についてのお考えをお聞きいたします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。昨年12月、クリスマス寒波と、また1月24日からの10年に1度の寒波が予想されました。そちらの大雪の倒木状況などを説明させていただきます。通行障害や一部地域では停電も発生いたしました。特に、12月のクリスマス寒波では、大雪警報も発令され、その雪質は水分を多く含んだ、非常に重たい降雪となりました。その影響により倒木の被害は、近年では最大のものとなっております。議員もおっしゃいましたけど、本来であれば、倒木処理は山林所有者で対応していただくのが当然でございますが、高齢化など、対応が難しいこと、また、交通機能を早期に復旧する必要があるため、やむを得ず道路管理者で対応を行っているところです。中国電力やN T Tなどの送電線に関わる倒木につきましては、道路管理者である県や町での倒木除去が直接出来ないため、電線管理者での除去の依頼を行っているところです。今回送電線へかかるような倒木が、町内で相当数発生いたしましたため、業者の対応もすぐに対応とはなりません。迂回路のない箇所や停電している箇所などを、その箇所ごとの状況を把握され、優先順位をつけて対応されたところです。処理状況ですが、倒木を発見後に、除去いたしまして、その後に除雪、除雪完了後に再度倒木を発生いたします。そして除雪というようなことを繰り返しながら、その結果、数日間の通行止めが発生した時期もありました。役場内でも、関係課と情報を共有いたしまして、その状況を、関係課を通じて、自治会へも情報共有をいたしました。その対応をしながら復旧を、早期の復旧を目指していたところです。議員もおっしゃいましたが、県議会でも同様な質問がされたようです。その際の建築局長の答弁では、冬季における倒木の自然対策につきましては、前年度に倒木処理を行った箇所に加え、倒木や車道への張り出しが懸念される支障木を現地で確認し、降雪時期までの伐採を対応いたしますという回答をされております。町におきましては、除雪開始前に、除雪業者の方へアンケートを実施をしております。そちらで事前に支障となる物件の情報を確認いたしまして、早期の、失礼しました、支障木などの除去を実施しております。なお、河川内への倒木についてですが、道路と同様になりますが、河川機能に支障を来す場合の措置として、その機能を確保するため、管理者において、倒木の除去をやむを得ず実施する場合があります。基本的には所有者の対応となりますが、緊急を要する場合や、所有者不明の物件についての対応となります。河川の場合は、下流域において保全対象が存在し、断面を大きく阻害するような倒木が発生した場合、その都度現地を確認させていただきながら、対応するかどうかの判断を行っております。今後も引き続き除雪活動を迅速かつ適切に実施するとともに、通行止めの原因となる倒木などの事前対策につきましても、現地の状況を把握いたしまして、ぜひ対応を行うことにより、冬期の円滑な道路確保に努めてまいります。以上です。

○中本正廣議長

斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

はい。倒木除去ということはなかなか大変だろうと思います。ここに県土木局長がおっしゃってましたように、パトロールをして、現地を確認するというのをちょっと述べておられますけども、たまたま私パトロールの方と会いまして、お話をいたしました、黄色い車ですね。国道やってらっしゃるんですが、倒木のことも話をしましたが、自分たちは、歩道の穴埋め、穴埋めとそれからごみが落ちてくることを、取り除くんだということをおっしゃってまして、あんまりこう、担当者の人っていうのは把握をされてないような、1番やっぱり通ってみたら1番よく分かるんです、どんな状況かということがですね、木が倒れなかったのは随分あります。側溝に落ち葉、堆肥がたくさん溜まって、そこがせかって目に見る目視で、見えるところにありながらそういう除去はされないんですかと言ったら、それは担当外だということですね、おっしゃられましたので、まず

もってこの時期というのはちょうどやっぱり凍結する時期ですので、そのごみを未然にすぐ取って、水のはけをよくしないと道路へ皆あぶれて、それが凍結して、よそからお見えになった方というのは、特にまたカーブなんかですね、スピードを出して走って、カーブで凍ってたらツルッ行くのはもう、目に見えて分かってるんです。そういうことをしないということをおっしゃられたんで、これはやっぱり、町のほうからしっかりやっぱり、土木のほうに言っただけでもっとパトロールというのは、あれ、多分ね、4人ぐらい車へ常時乗っていらっやいます。だから幾つも目があるわけですから、しっかりそういうところをね、土木のほうに言っただけでもっとお願いしたいと思ひますし、私も現地をちょっと、ちょっと確認をしてみましたけども、殿賀からずつと、可部へ向けてはですね、それは危険なことも随分ありますけど、まあまあ、今すぐどうっていうより、むしろですね、私が気になるのはこの明神から、どうですか、深入山ぐらいまでの、国道のほとり。それから、筒賀は河川ですけども、非常にね、大きな木がもう倒れそうなのが随分あります。これは本当に危険な、冬だけでなしに、夏場もいくような状況で現場を見られたら分かると思ひますけども、以前もですね、私は前回の一般質問でもお聞きしたわけですが、チェーンベースの下ですね。あこなんかもひどいことになっておりますので早急にやっぱりですね、しっかり要望活動をね、やっていただきたいと思ひます。なかなか難しい面もあるかと思ひます、持ち主の不在ということもあります。この持ち主は知ってらっやらない方もいらっやるので、私は、全線をというわけにはいきませんが危険なような箇所のところはやっぱり、持ち主の方にこういう状況で、もしこれが、道路に出て車に事故でもあったら、あなた方の責任になりますよということぐらひは、告知されてあげるほうが親切じゃないかなと思ひます。そういった危険な箇所が幾つもあります。もう一つ言っておきたいのはですね、明神から上の、それから川手までの、この間、一方通行やってたところまでなんですが、あそこの傾斜面は非常にきついです。なかなか工事されるのも大変な状況ですが、あそこはですね、あの間だけは、すぐそこにはいきませんが、津浪にトンネルをコンクリのトンネルをつくってらっやいます、あれは何避け、雪避けなのか何か私よく、土砂避け言うんですかね、ああいったトンネルをあこの間だけいうのは、やったらいいんじゃないかなと。そういうことはやっぱり、すぐそこにはいきませんが、計画的にやっぱり挙げていかれたらなあと思ひます。あそこが通行止めになったら、この線は、191の大事な線ですけども迂回路がございません。加計より下というのは例えば、もしそうなった時に、まだ高速を通過して迂回路ということも考えられますが、19線、明神から上というのは、そういうことはちょっと不可能で、遠回りをしなきゃいけないような、特に冬などはスキー場の産業にですね、大きに影響してくると思ひますので、そういったことも、長期をかけて計画的な対策が練られないものかということの一つ検討してみるべきではないかと思ひますけど、そのことについてひとつお願いします。お願いはいけません。お考えをお願いします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。昨年の川手、191の川手で災害があった箇所ですかね、あちらの箇所2年続けて、片側交互通行をさせていただいたと思ひますが、頻繁に、そのような土砂災害が起きてるようなところなんで、まずもって、洞門という、あれトンネルといえば洞門という名称になるんですけど、津浪にあるものがですね、そのようなことが出来ないかどうか、計画にまず載せることが1番なんですけど、載せるのに、事前にですね、ちょっと県とも相談をしてみたいと思ひます。こんな工法もあるんですけどどうですかというような話をまずはしてみたいと思ひます。町長とも協議をしながら、当然、さっきの契約のこともあるんで、やっぱやるとなると整備計画なんかどうしたりしなきゃいけないような箇所になると思ひますので、その辺の事前の話をちょっとしてみたいと思ひます。はい。内部で協議いたします。

○中本正廣議長

斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

大変ということはよく分かりますが、何かのきっかけで出さないと事は進んでまいりませんので、検討してみてください。もう一つ、今のちょうど国道の件に関してですので、今日ちょっと質問、傍聴者の方も来ておられます非常に今、松原地域の191の掘下げの問題がですね、今少しずつ、これも長い間の懸案でしたがようやく進み始めたわけですが、なかなか進んでまいりません。せっかくのいい機会ですので、進捗情緒状況が分かればちょっと触れていただきたいと思います。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。十分ではない説明になるかもしれませんが分かる範囲で説明をさせていただきます。191の松原地区、迫谷峠という箇所になります。こちらの設計内容を地元の方に説明させていただきまして令和3年度ですか、説明をさせていただきまして、内容を理解いただきまして、工事に進め、準備を進めておるところです。令和4年度の進捗状況ですけど、現地におきまして用地測量を実施中でした。ですが降雪に伴いまして今、中断してございます。ですが降雪も、もう恐らくないようなので、用地測量をまず再開したいと思っております。そして令和5年度では、引き続き用地測量させていただきまして、今後関係する所有者の方と用地交渉を実施したいと思っております。その後、用地説明して納得いただきました用地取得、その後、工事の予算を確保いたしまして工事になる方向と考えております。こちらの要望状況なんですけど、例年、夏、7月と秋、10月、こちらの時期に、安芸太田町西部建設事務所の安芸太田支所、そして国土交通省、国会議員の方、説明もありませんで要望させていただいております。失礼しました、令和5年度も7月と10月に、そのような要望を計画してございます。こちらもしっかりしてきたいと思っております。はい。以上です。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

一つ先ほど申し上げた中に、落としておりましたが、今、樹木を伐採対策のことについてですね、土地所有者の件ですね、去年の秋だったと思うんですが、橋本トークで松原に町長お見え下さったときに、環境、私たちの地域は観光で潤うとるわけですから、景観を良くしてほしいということ、一住民の方がおっしゃられて、深入山がよく見えるように、道路のそばの木を伐採してほしいということおっしゃられました。だから持ち主の関係もあるし、あそこは県の土地でもあるしというようなことの検討だったようですけど、私も調べてみましたら、あそこは、法面が県の所有地なんですね、県の所有地すら伐採が出来てないんです、道路のほとりでね。もう結構は倒れそうな木もあるし、事前に倒れたのもありました。詳しく言えば、釣堀が過ぎたあたりから深入山がちょうど、真向こうに見えるきれいな環境のところ、全部木が立って見えなくなっているんです。広島県の土地でもそういう状況なんです。それとか私たちは専門的なことは分かりませんが、コンクリで四角に固めたどういうんですか、吹きつけをしたとこがございませぬ。それも恐らく、県の土地ではないかと、私は思うんです、それは確認はしておりませぬけども、それすらも、益田の、島根県の益田へ行きますと、そこところは毎年のように木が生えたら切ってきれいに切って処分してます。広島県の場合は、もう大きくなって今にも道路に倒れそうになっても、そのままの状態です。これも恐らくやっぱり県が優先して率先してやっぱり伐採をしてもらいべきじゃないかと思っておりますので、県に、要望されるときにそれは言っていただきたいと、確認してみてもらいたいと思っております。はい。続きまして、次の、大規模林道の修繕についてお尋ねをいたします。大雪、大寒波と裏腹に、スキー場は、降雪で多くの来場者でにぎわい、地域経済が潤いました。多くの関係者、働かれる町民の方には、喜ばしい限りでした。一方で、来客が多く、道路状況が悪化

し、不評が多発しました。大規模林道の管理者はどこになるのでしょうか。また、事故の件数を把握されていますでしょうか、お尋ねいたします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、大規模林道の修繕につきまして質問をいただきました。こちらの林道は平成15年度に完成いたしました林道大朝鹿野線、通称大規模林道と言われております。総延長が12.3キロ、約12.3キロです。2車線の比較的な線形のよい林道であります。冬季降雪の際には、チェーンを装着した車が走行することや、供用開始から20年を経過しているため、経年劣化もあり非常に損傷が進んでおります。こちらのパンクの状況ですけど、直接、町へ報告はありませんでした。ですがスキー場のほうから確認いたしまして、2月の中旬の頃で、土日で18、19だった、その前だったですか、その前の土日で五、六台というのを、恐羅漢のほうから聞いております。その次の週が土日で16台っていうのを聞いてます。そのこともありましたんで、例年も、パンクが多かったんで、今年度、令和4年度予算ですけど、こちらのほうで、約250メートル。金額で500万円程度の、舗装のオーバーレイといいまして、今ある舗装の上に舗装をはける作業を実施いたしました。それとは別に、穴も、ポットホールというんですが、穴の修繕も行いました。ですが、なかなか今のチェーンを履いた車だとか、一つの原因といたしましては県道の恐羅漢公園線が今通行止めになっております。やはりあそこが災害通行止めになるということは、皆さんやはり近いほう基本通られます。ですけど、そこは通れないので、大規模林道回られます。となると倍半分やっぱり通行量も変わってきて、そしてなおかつ、18、2月の18、19では、すごく大雨が降ったこともありまして、その水たまりが出来ますとそのポットホールの隙間に、水が入りまして、施工する際に本来であると舗装修繕の時の乳剤というて接着剤みたいなもの塗って、それから舗装するんですけど、雨が降ると、その乳剤をつけての舗装が出来なくて、じかにもう雨が降るとどこへじかに、乳剤を塗らずに舗装を張るっていう作業になってくるんで、すごく弱い舗装になってきます。そのような対応をいたしましたけど、こちらがなかなか大きなパンクが、数の多いパンクが発生しております。今後、その後の対応ですけど、看板を設置させていただいたり、凹凸がありますよとか、いう枚数を増やしたり、今週におきましては、天気もいいので、しっかり乳剤を塗って、今度、いつも役場のほう、倉庫のほうへレミファルトって袋物のアスファルトでやるんですけど、それではなくて、合材といいまして熱の入った厚いアスファルトを持ってきて、今週実施でございます。本日も実施しております。そのような対応させていただきまして、今、何とか補修がほぼ完了したような状況です。本日をもって完了なると思われまして。また、来年度ですね、新年度予算におきましても、そのような、オーバーレイといいます舗装の実施を今度は延長するのではなくて、部分的に穴をつぶっていく作業を実施したいと思っております。はい、そういう対応をしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

ちょっと今聞きとれなかったんですが、あそこは町が管理ということですね、はい。例えばパンクがあった場合に、何か補償してくれというようなことがありましたでしょうか。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。今年度におきましては、台数は、恐羅漢のほうから確認していますが、直接町のほうへの補償とかいうのはございませんでした。昨年度は1月の3日だったですかね、2台続けて同じ箇所、事故がありまして、

そちらのほうはうちに請求があったので、議会にもかけさせていただきまして対応させていただいております。はい。

○中本正廣議長

斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

はい。私も直接、県のほうにお聞きしたわけではないんですが、ちょっと聞くところによると、土木のほうにですね、何か60件ぐらい、あったというような話も通告されたというようなこともちょっと聞いております。それは定かではございませんが、いずれにしてもですね、私もちょっと状況を見に行きました。穴がすごい空いてるということ等の苦情もありましたりで、現地を見に行きましたら、それは大変な状況でした。というのも、やはり雨でね、大分を出した面もありましたので、すぐ建設課にもちょっとお願いに上がったんですが、その後、どんなふうになってるかないうのを見に上がりましたが、応急的な処置をしてほしいというお願いをしましたが、まだまだ穴がぼこぼこでございました。ちょうど、それが私、現地を見に行ったのが日曜日でしたけども、ちょうど11時頃にちょうどその事故に出くわした人に会いました。それはですね、若い九州から来た女性4名でございましたが、車そのものが大型ではなくて、どう言ったらいいんですか、車の車種が分かりませんが、ちょっとテントウムシみたいな車、車高の低い車で、4人ほど若い女の子でしたけど、来たのが、その溝にはまってパンクをして、身動き取れなくなって、レッカー車が来ておりましたし、警察には言ってなかったんですが、タクシーも迎えに来たりしたところへちょうど私出くわしたんですが、聞いてみるとパンクだけじゃなくして、どういうんですか、穴の中に、ぽっこりタイヤがはまって、押したがために、軸が押し込んで、もうこれはとても動けないだろうということで車の引取りに来てたんですが、どういう状況だったのということを知りましたら、一つの穴はクリアしたんですけど、次へはまってしまって、それぐらい続けて、だだっとな穴が空いたような状態だったんです。私もそれ以上、身も明かすわけもいかず、いろんな面でこうアドバイスをして広島へ帰って、新幹線乗って福岡へ帰るといので道順を教えたり、いろいろしましたけど、朝の2時頃に九州を立って、ようやく滑れるぞと思って、わざわざ位置近い吉和の女鹿平行かずに、恐羅漢を目指して上がってきながら、途中でそういう状況で引き返さなきゃいけない。何度か来た子ではあったんですがほかの子は初めてのようでした。非常に楽しみにしてきてたんですが、ショックを受けて、4名がタクシーに乗って岐路についたんですが、非常にね、かわいそうだなと、何手だてをすることもなく、見送ったんですが、保険も今からどうなるか分からないようなことも言っておりましたので、たまたま私がそれ出くわしただけであって、そういう事故が幾つもあったんだろうなと思います。いろいろな人のお話を聞いてみますと、結局、私水が、雪が側溝の上に溜まって除雪した雪があるがために、大雨が降ったのが、道路に流れたんだろうという私の予想ではありましたが、実はそうではなかったみたいです。結局側溝の通路がきれいにとってない、土砂が崩れたのがそのままになっている状況で、水が道路に皆あふれ出たようです。冬の凍結でひび割れがちょっと入ったところが染みて、それがだんだんに広がり、穴がぼこぼこに開いたという状況でした。ですから、今後の課題ですけれども、やはり雪が降る前には、側溝の堆肥をですね、取り上げるということもやっぱりしなきゃいけないと思います。今公園道が通れないから、ほとんどが全部あこですから交通量も多いわけです。で、今の時期が1番悪い時期なんですけど、雪が雪解けがして、どうしようもない、雪があればそれほど穴も気がつかないんですが、今この時期が1番悪い時期なんですよね。そして今先ほども申しましたが、凍結してスリップをするという、雨がだーだーですから皆凍結状態で、アイスバーン状態になるんですね。で、そういうことを来年に向けてですね、課題としていただきたいなと思います。そのことについて何かあれば、

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて大規模林道のですね、状況について、御示唆をいただきました。御指摘のようにですね、多くの皆さん楽しみに来ていただいたんですけども、結局道路がうまく、管理が出来てないそのことによって、事故に遭う、楽しかった思い出があるんですね。残念な結果になるというのを改めて道路の管理者として申し訳なく思っているとございます。対応については我々なりにさせていただいてたものの、天候等のこともあってですね、十分な対応が出来てなかったことでもあります。やはり昨年度も同じようなことがあって、特に今年は多かったわけでございますけれども、少し根本的な対応をやっぴり考えていかなければいけないかなと思っております。聞くところによると、同じ道路でもですね、やはり大規模林道のほうは舗装が弱いということも聞いております。あるいはまた御指摘があったように、側溝に土がたまった結果ということもあるのかもかもしれません。我々なりにちょっと状況をしっかり把握させていただいて、ようやく天候も直ってきましたので、まずは補修をしっかり対応しますけれども、根本的な対応についてですね、来年度に向けて、我々なりに一応考えさせていただきたいと思っております。御示唆ありがとうございます。

○中本正廣議長

はい、斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

それでは、次の質問に参ります。観光振興について。初めに、新年度に向けての取組について。コロナ禍で、観光に携わる関係者等、特に飲食業の方が廃業され、先行き不安材料が多くあります。新年度に向けて明るい兆しの対策が期待できる取組をお聞きをいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。続きまして観光振興について御指摘、御質問いただきました。少し新年度に向けての取組を私のほうからも御紹介をさせていただければと思っております。新年度で言いますと、冒頭ですね、まず恒例のといひますか、深入山の山焼きを予定をさせていただいております。昨年度は特段周知もせず、開催させていただきましたが、それでも千名近い皆さんにお越しいただきました。新年度はですね、一応4月の2日を予定しておりますが、こちらのほうは、今回はぜひキッチンカーなどもですね、入れさせていただいて、少し、祭りらしい運営なども出来ないかなと思っております。また温井ダム周辺に話をちょっと移させていただきますと、これも議会でも御紹介させていただきました。今年度、龍姫湖の利用協議会の設置させていただいて、湖面利用について、もろもろ取組をさせていただきましたが、新年度もこれは継続をさせていただきながら、さらに拡大をしていくと。周辺エリアでは、さらに飲食サービスもですね、従来、ダムの周辺では、飲食などは実施してこれなかったんですが、そういった部分についても、挑戦をしていきたいと思っております。また我がまちスポーツについてですね、本町のスポーツ、ウォーターアクティビティを登録をさせていただいております。それについて、県の補助金などもですね、活用させていただきながら、今申しあげました湖面利用も含めて進めさせていただきたいと思っております。また筒賀のほうに話を移しますと、龍頭峡ではですね、森林セラピーの拠点として今事業を進めておりますけれども、これも、ヘルスツーリズム推進協議会を通じて、今年度、ニチイの産業医、生涯研修自治体対象の職場での森林セラピーを用いたメンタルヘルス対策研修会の継続実施を考えているところでございます。また今年度ですね、林野庁の森林サービス産業、事業によってですね、健康経営を目指す企業に対して、森林セラピーツアーを行う予定でございます。この森林セラピーを改めて力を入れさせていただきながら、観光振興と連携しながらですね、進めさせていただきたいと思っております。あと地域商社あきおおたの事業として、これも少しお話をさせていただきました。今年度、今年度ですね、モニターツアーというのを進めさせていただきました。冬の里山を体験いただくということでもろもろ取組をさせていただきましたが、これを来年度はぜひ、稼げる観光の一つの柱としてですね、進めさせて

いただきたいと思っところでございます。また道の駅ですね、これ今年度も一生懸命、誘客を進めさせていただいてですね、大型の観光バスなども立ち寄るスポットとして、活用いただいておりますけれども、こういった取組を引き続き進めさせていただきながら、多くの皆さんに立ち寄っていただいて、様々なお土産も買っていただくような努力もしてるところでございますし、コロナ前に開催しておりました様々なイベントもですね、コロナも落ち着いたところでございますので、復活をしていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

はい、いろいろな取組がなされていくようでございます。時間が余りありませんのでちょっと急ぎますが、次の分にまいります。朝ドラが始まります。町もしっかりアピールをしてほしいことについて。4月から始まりますNHK朝の連続テレビ小説らんまんは、日本の植物分類学の父と呼ばれる牧野富太郎氏をモデルにした物語です。世界的な、植物学者、牧野富太郎氏は、高知県佐川町に生まれ、幼少から生家に近い越知町、横倉山を中心に、独学で植物の研究を始め、95歳の全生涯を植物一筋に捧げられました。博士は、全国を踏査して、植物を採集された方です。植物一筋の生涯を送った牧野氏は、多くの新種を発見し、1500以上の学名もつけられた。集めた標本は約40万点。創刊した植物研究雑誌は、現在も発行が続いております。国内各地を歩き、現在の北広島町、安芸太田町両町の芸北地域も尋ねられました。同地域での牧野氏の足跡と、牧野氏に関わる自治体などの取組が紹介されるようです。牧野富太郎氏は少なくとも4回、芸北地域を訪れたことが、当時旅館の宿帳などから判明しております。1930年には北広島、安芸太田両町にまたがる三段峡などを回られたようです。1931年秋には、三段峡北側にあった旅館、峡北館を利用、宿帳に胸中を2日ばかりで感尽くせりとのメモを残し、2日間かけて、三段峡の自然観察をしたことが分かる。また、昨年11月には、牧野富太郎氏が訪れた、安芸太田町側の三段峡で、NPO法人三段峡太田川研究会による紅葉の観察会があり、講師に広島大学院総合生命科学研究科の学生さんたちが、牧野富太郎氏がまとめた植物を参考に観察をされました。今年も定期的に観察会を開き、牧野富太郎氏を魅了した植物の視点から三段峡をPRしていきたいと意気込んでおられます。今までの朝ドラで放送されたあまちゃんの東北、北三陸の小さな田舎町の三陸鉄道、ちむどんどんの沖縄が舞台のドラマ、今は、現在は、舞あがれで、長崎の五島列島がよく取上げられています。次に始まるドラマらんまんでは、どこが紹介されるか分かりませんが、中国新聞でも記事が放送されましたし、今後も掲載していただけるものと思います。NHK爽やか100景で、深入山一帯が放送もされました。また、山県郡選出の県議の、2月の定例会一般質問での三段峡の質問に対して、県知事は、西日本を代表する観光資源であり、地域の宝である。将来の世代に、変わらず宝として継承できるよう魅力の向上に努めると答弁されています。三段峡を恐羅漢、深入山一帯は、特に観光に寄与する貴重な資源です。まだまだPR不足です。多くを述べましたが、このことに思いがあれば、お聞かせいただきたいと思っます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。御質問の朝ドラが始まりますと、町もしっかりアピールを、というような御質問に対しまして答弁をさせていただきます。御質問の中にですね、牧野富太郎博士のことにつきましては、中国新聞を通じて御説明があったというふうに思っますし、中国新聞のほうも見ますと、詳しくですね、1月5日の掲載に、広く紹介をしてあったところでございます。また、旧芸北町、こちらのほうでは、やはり、牧野富太郎博士の八幡来訪と自然をベースにしたまちづくりということで、前の芸北町の教育長の水野元教育長さんが論文としてまとめられております。こういった関係で、平成10年には八幡原公園で、博士の句碑序幕でありますとか、カキツバタ園

が完成しているということでありますとか、また、芸北文化ホールについてはカキツバタに関する四つの句を記した、直筆書が展示されてるというようなことも聞いているようなこととございます。また、これに関して詳しくちょっと調べましたけど、牧野富太郎生誕 150 年史では、野外活動で三段峡、八幡高原、帝釈峡などに行ったと。昭和 12 年 10 月には三段峡で蜂に襲われたというような記述もあったりして、かなりこの芸北、旧芸北町でありますとか、三段峡であるとか、そういったところにも訪れているというようなことが記されておりました。これに関しましてNHK広島放送局に問合せをいたしました。今後、このドラマに関して、広島でイベントを行いたいというような話も聞いております。そういった関係もございますので情報連携でありますとか、取材にも協力していただけるということとございましたので、しっかり連携とっていきたいというふうに思っております。そういったことですね、情報提供する中で少しでも本町に来ていただける方を多くですね、来ていただければというふうに考えているところでございます以上でございます。

○中本正廣議長

傍聴の方、脱帽願います。斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

何かお話を聞くと、わくわくする感じがいたします。せっかくのいい機会でございます。しっかり安芸太田町をPRするというのを皆さんでやっていかなければいけないなと思いますし、そのためにですね次にちょっと書いておりますが、恐らくそういった意味で、お客さんもかなり増えてくるのではないかと思いますし、町長も目玉としていらっしゃる、安芸太田町のすばらしい自然とすばらしい水ですね、観光を盛り上げていきたいということをおっしゃってますので、お客様がお見えになることを期待しておりますし、そうするとですね、次に書いております、三段峡溪谷のですね、復旧、だから、恐羅漢公園線のね、開通を予定というのは大体どんな程度の、できれば早く取り組んでほしいと思いますが、今の現状はどんなことでございましょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長

○菅田裕二産業観光課長

はい。まず、御指摘の三段峡の関係でございます。近年、大規模な災害が頻発している状態でございます。現在、正面口からでございますが 1.2 キロ行ったところ、赤滝付近から、庄兵衛岩でございます、それが通行止め、猿飛から横川口が通行止めです。それと 3 段滝から下餅ノ木口の 3 区間が通行止めとなっている状況でございます。町といたしましては、昨年 8 月と 10 月に広島県、広島県議会に、災害復旧工事の要望を行ったところでございます。したがって、正面口から黒淵までの区間は、令和 3 年 8 月災害から 2 年連続して、正面口から黒淵まで行けない状態となっているところでございます。この間につきましては、今年度中にですね、文化庁の許可手続を経て、秋の行楽シーズン前の開通を目指しているところでございます。猿飛から、横川口の区間につきましては、令和 4 年 9 月の台風 14 号の大雨にございまして、遊歩道の木橋が崩落したため、通行止めとなっております。こちら、秋の行楽シーズン前に開通を目指しております。3 段滝から下餅ノ木区間でございますが、令和 2 年 7 月の大雨災害により通行止めとなっております。これにつきましては、膨大な事業費を要することから、予算確保も困難なため、開通時期は未定となっているというような県の回答でございました。令和 3 年度から広島県に対しまして、災害復旧要望に加えて、抜本的な自然公園の安全対策について要望を重ね、今期広島県議会定例会一般質問において、同様の質問がありました。広島県知事の答弁では、地元からの要望を踏まえ斜面の状況を調査し、中長期的の予防保全に関する計画を策定し、計画の整備に努めたいとのこととございました。広島県知事の発言を受けて、今後、広島県の安全対策の実施により、多くの観光客に来町していただくよう、本町も連携してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

申し訳ございません、時間がございませんのでちょっと次へまいります。農業振興について。道の駅構想に向けての青空市の商品の開発の取組についてお聞きしたいと思います。大変いろいろな、方策を講じていらっしゃると思いますが、ちょっと時間の関係上、これが目玉よというのがあれば、ちょっと一言お聞きしたいと思います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。特に産直のほうを来年度しっかり頑張っていきたいと思っております。一つは産直市の経営についてですね、より地域商社が主体的に実施させていただくように体制を変えていきたいということが一つ。それからもう一つは、産直市への出荷農家を増やすという観点も含めてですね、これまでの対象にしてなかった小規模農家、出荷をする小規模農家の支援をしたいということで、小規模農家の認定制度、これ本町独自のものですが、それをつくらせていただいて、その認定に受かったというか、乗った方についてはですね、支援をさせていただいて、産直市で出てくる野菜をどんどん増やしていきたいということを考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

はい。すいません。良いお考えだと思います。高齢者がですね、たくさんいろんなものを作ってますがどうして出したらいい、加工の仕方とか、いろいろ苦慮をされてる面もありますので、しっかりですね、そういったところに手を差し伸べていただきたいと思います。続きまして、図書館の充実についてお伺いをいたします。図書の利用状況、そしてスマートフォンとかパソコンとかネット環境が学べる講座の開催とかというものを、来年度に向けて、どういった対策をとっておられるか、お聞きしたいと思います。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、御質問いただきました、現在の図書利用状況について答弁させていただきます。現在、図書館としてはですね、本館また戸河内分室、筒賀分署合わせて3施設を設置しているところでございます。本館には図書館司書2人、図書館運営補助員として1人を配置しております。また、戸河内分室、筒賀分室には、それぞれ図書館運営補助員を2人配置して、図書館活動を行っているところでございます。図書館は移動図書館やまびこ号とともに、やまびこ号は月1回、町内の保育園所、小中学校含め、23か所を巡回しております。図書館利用とやまびこ号利用とあわせて、令和4年度におけます令和5年1月末現在の図書利用状況についてですが、利用者数が延べ5101人となっております。そして、貸出冊数が2万9285冊となっているところでございます。コロナ禍前の令和元年度におけます同時期の1月末の図書利用状況と比べて、その令和元年度では、利用者数が延べ7059人、そして貸出冊数が延べ3万2323冊となっております。3年前と比較した場合で、全体で利用者数が延べ1958人の減、また貸出し冊数が延べ3038冊の減となっているところでございます。この期間は、コロナ禍により図書館の臨時休館、また移動図書館やまびこ号の事業の中止といった影響によるものでございます。今年度は徐々にではありますが、図書館利用状況もコロナ禍前に戻りつつな状況となっているところでございます。図書館司書は学校や保育園所を訪問し、巡回の読み聞かせ、読み聞かせを展開しておりました。しかし、コロナ禍で、やむなく中止や規模を縮小していましたが、現在は、町内の保育園所また児童センター、

各小学校への図書巡回活動は徐々に増やしているところでございます。コロナ禍により、図書館司書の巡回活動は自粛する中、学校図書館との連携ということで学校を訪問し、蔵書状況に応じた学校図書の整備や、新刊選書の支援を実施するなど、学校と連携して子どもたちの読書機会の提供に努めているところでございます。続いて、スマートフォン、パソコン等のネット環境が学べる講座の開催についてでございます。今までインターネット環境学べる講座として、パソコン教室を開催していましたが、スマートフォンの急速な普及とともに、スマートフォンのコンパクト化による常備品として、インターネットを利用して情報を取り出す操作を教えてほしいなど、高齢者の方から開催の要望を多く受け、令和3年度においてはスマートフォンやタブレットといったデジタル機器を使った初心者やシニア世代を対象にした、基本的な操作アプリを使ったものを基礎的知識を学んでいただきながら、知り得た情報を駆使して、趣味等に生かすなどの生きがいを旨とするように、スマートフォンを活用した教室を開催しました。今年に入り、この1月末には、町内の4会場でスマートフォンの基本操作などを行う入門講座とモリカアプリの利用方法や便利な使い方を説明するなど、スマートフォン教室とモリカアプリの説明会を開催したところでございます。スマートフォンを手に入れて、操作が分からず、電話やメールでやりとりしていくこと、この教室へ、スマートフォンが便利だということが分かった。また、操作方法を誰かに聞きたくても身近におらず、携帯ショップも遠いので参加しましたという声も寄せられているところでございます。これまで、スマートフォン教室を開催して、見えてきた課題としては、一人一人のスマートフォン操作の悩みが多様化されております。初心者向けのスマートフォン教室を継続的に開催していくことが必要と思われまます。スマートフォンやタブレット、パソコンといった機器を正しく安全に使用することができる知識や、安全に使用するための危機管理の意識を育むことは大切だと思われまます。今後も、町民のニーズに応じた内容も取り入れ、誰もが楽しく学べて生きがいとなるような教室として開催場所や時間等を工夫して取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

斉藤議員。

○斉藤マユミ議員

いろいろ工夫をしていただき、今年度はぜひ、回数を増やして取り組んでいただきたいと思ひます。図書館ですけれども、学生、小中学生というのは皆、学校の図書もあつたり、いろんな面でしっかり力を入れていらっしゃると思ひますが、一般の方の利用というのは、私は乏しいのではないかなというふうに思ひますし、図書館に足を運ばれる方が少ないのではないかなと思ひます。今後はですね、やっぱり図書館ですね、スマートフォンとか、パソコンとかいろんなことがですね、職員さんにも気軽に話が出来て教えてもらえるような場づくりというの、つくっていただきたいために、最大限にですね、図書を利用していただけるような工夫もしていただければなと思ひます。どうですか、どうも当初から言ってみると、がらんとして静かでね、足が入りにくい場面があるんです。こういうとこどこの、全部行ってみたわけではないんですがね、やっぱり誰もが、入っていられる環境づくりをですね、先進地を、いろんなところも参考にですね、やっていただければなと思ひます。図書館の持つ資料をですね、最大限に活用しながら、他市町の活動事例も参考にしながら、憩いの場として幅広い市民が気軽に来館ぜひ読書に親しむ環境づくりに努めていただきたいと思ひます。時間がなくなりました最後に一つだけ、要望しておきたいと思ひます。(要望は駄目です。) すいません。しっかり町長はじめですね、県のほうへですね、足を出向いて、よろしく。しっかりあれしていただきたいと思ひます。活動をお願いいたします。終わります。

○中本正廣議長

以上で、2番斉藤マユミ議員の一般質問を終わります。

休憩 午前 11 : 00 分

再開 午前 11 : 05 分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。6 番、大江厚子議員。

○大江厚子議員

おはようございます。6 番、大江と申します。よろしく願いいたします。本日私は、差別、人権侵害について、広島県農業ジーンバンクについての廃止について質問いたします。まず一つ目、差別人権侵害について伺います。人権は、全ての人間が生まれながらに持っているもので、侵すことの出来ない永久の権利です。憲法 97 条は、この憲法が日本国民に保障する、基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に堪え、こたえてのは我慢して耐えるということですが、試練に堪え、現在及び将来の国民に対し侵すことの出来ない永久の権利として信託されたものであると謳っています。まさに人類の多年にわたる獲得の努力の成果です。しかしながら、現在多くの人権障害、人権侵害、あるいは、差別が多発しています。以下、差別について、自治体の長である橋本町長に、どうお考えかを伺います。まず一つ、性差別について。男女における賃金格差や雇用の安定の差は、まず問題にされなければなりません。今日は、特に L G B T Q など性的少数者への差別、差別発言や、同性婚の否定、そして、今もう話題にもなっていますが、選択的夫婦別姓制度を認められない中で、圧倒的な多数のカップルが夫の姓を選択する状況がある。そういう中で伺います。さて、岸田総理大臣は、通常国会予算委員会において、同性婚に関する質問を受け、極めて慎重に検討すべきだと、消極的な見解を述べるとともに、家族感や価値観、社会が変わってしまう課題だと答弁しました。また、荒井前首相秘書官は記者団から、総理大臣の発言について質問され、同性婚制度の導入について、社会が変わる、社会に与える影響が大きい。秘書官室もみんな反対している。隣に住んでいるのもちょっと嫌だ。同性婚を認めたら国を捨てる人が出てくるなどと、ここで言うのも嫌なぐらいの発言をしています。また、総理大臣、政務官に任用され、更迭された杉田みお議員は、以前から様々な差別発言を繰り返し、その中で性的マイノリティーについては、L G B T 等のために税金を使うことに賛同が得られるものでしょうか。彼ら彼女らは子どもをつくらない、つまり生産性がないのですと言っています。率先して、全ての人の人権を保障しなければならない大臣や議員、関係者がこのような発言を繰り返しています。町長は、現在ある性差別についてどのようにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。議員より、差別、人権侵害の件についてですね、御質問いただきました。特に性差別ということで取上げていただきましたけれども、性差別に限らず、あらゆる差別あるいは人権獲得の努力というのはこれも御紹介いただいたようにですね、人類の多年にわたる、本当に膨大な努力の結果だというふうに思っております。そういった意味では、性差別に限らず、あらゆる差別をやっぱりなくしていく、それまた行政の長としてはですね、率先して取り組まなければいけない立場だと思っておりますので、今御紹介いただいたような一部の政府高官の発言ってのは大変残念に思っております。我々もですね、改めてそういった発言を顧みるというかですね、他山の石ではありませんけれども、常に意識をするあるいは注意しなければですねやはり、同じようなことをしかねないということも含めてですね、気をつけながら、あるいは改めて役場全体としてもですね差別の根絶に向けて努力をしていかなければならないと思っております。L G B T Q についてはですね、今年度行政のほうでもですね、研修を行うなどさせていただきました。何といたしましうか、いろんな差別があって、昔からある差別についてもなかなかなくなる状況でもありますし、あるいは、新たな意識をされている差別ということもございます。そういったことも一つ一つ勉強させていただきながらですね、努力を続けていくという

ことが重要だと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい。一つずつちょっと伺っていきたいと思います。次に部落差別についてです。いまだに結婚や就職等における差別が続いています。また、差別落書き、現代ではインターネットを利用した差別をあおるような書き込み、差別情報の掲載が多く見られます。また、様々な機関や報道の中でも、表には出ない差別が依然としてあるのではないかと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。部落差別についても取上げていただきました。この件、いろんな差別がある中でも長年、問題になってきたことでもあります。あるいは、特に日本特有のというかですね、そういう、差別でもあるということで、長年にわたって本当にこれ、県についてはですね、取組を、本町においてもしてきたあるいはしていかなければならない取組だと思っております。近年で申し上げますと本町の取組として、インターネットを利用した差別情報の掲載についてですね、我々としてはモニタリングをしながら、一つ一つ、そういったものを見つけた場合についてはですね、インターネットの掲載者に対しても、取り下げるような取組を始めさせていただいたところがございます。引き続き、こういった取組をさせていただきながらですね、差別の根絶に向けて頑張っていきたいと思っております。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

取組についても併せて答弁していただきましたが、それはまた、後ほど改めてお伺いします。次に高齢者差別です。御存知とは思いますが、成田悠輔経済学者は、少子高齢化問題について聞かれた際に、このように述べています。僕はもう唯一の解決策ははっきりしていると思っていて、結局高齢者の集団自決、集団切腹みたいなものではないかと語っています。この発言に対して、高齢者の集団自決発言が物議を醸しています。このような発言がネット上で拡散されている状況は、社会に、高齢者は生きる価値がないという風潮を広げ、また子どもたちにも、その価値観を植え付ける危険性があります。これは、国が、医療や社会福祉の財源的危機の問題を、高齢者の増加にあるとすり替え、若者と高齢者を分断するような論を張っていることに端を発すると思います。この高齢者差別についていかがお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、高齢者差別についても取上げていただきました。本町特に高齢の方が多いという意味ではですね決して無関係ではないというか、特に気をつけていかなければならないことだと思っております。価値があるなしではなくてですね、それこそあなたにでも生きていく権利が当然あるというところだと思っておりますし、それが特に本町のようなところかというと、高齢者が多い中であるいは、子どもたちが少ない中ですね、対立をあおるような形にしては決していけないと。十分そういったことも考えながら、改めて皆さんがですね、誰もが生きやすい社会をつくっていくということで、これはそうは言いながらもですね、やっぱり努力をしていく必要があると思っております。気をつけながら対応していきたいと思っております。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。私も全くそう思っています。先ほど、子どもたちにもその価値感を植え付ける危険性があると申しましたが、ネットの中では、成田さんと子ども達との対談の中でね、小学生のような子どもが、成田さんはよく老人は自害しろと言ってるじゃないですか。老人、僕はね、老人は実際退散したほうがいいと思うんですよ、日本から。老人が自動で居なくなるシステムをつくるとしたら、どうやってつくりますか。というような、とても真面目に質問している状況なんですね。こういう状況が、社会に蔓延し、子どもたちに反映されていくことがもう本当に恐ろしい社会をつくっていくと思っています。次に、在日外国人差別について伺います。外務省が、外国人住民調査報告書を発表しました。外国人だからという理由で、次のような差別を経験した人がたくさんいます。例えば、外国人であることを理由に入居を断られた。就職を断られた。日本人より賃金が低いなどです。また、在日韓国人の人への路上やインターネットでの誹謗中傷攻撃する言葉などのヘイトスピーチが盛んに行われていました。技能実習制度などを人権無視の働かせ方もニュースでよく聞くところです。また、名古屋入管でのウィシュマさんの死亡事件がありましたが、人権無視の日本の入管管理局の体制があります。またさらに先ほども言いましたが、杉田みお議員が、2016年スイスで開かれた国連女性差別撤廃委員会に出席した際に、自分のブログでチマチョゴリやアイヌの民族衣装のコスプレおばさんまで登場した、完全に品格に問題があると、そういう人たちを揶揄するような投稿をしています。このような在日外国人に対する差別についてはどのようにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。在日外国人差別ということで、また取上げていただきました。在日というわけではないんですが、私自身、過去、国会議員の秘書をしていたときに、無許可でというかあるいはそのビザ切れでも、ずっと滞在しながらですね、外国人の方が国内で仕事をされておられると。それについて、実は関わっていたことがございまして、もちろん法律違反ではあるけれども、それでもそれこそ御指摘いただいた人権が守られない中で、収容されて中にはひどい目に遭うと、先般も亡くなられた方がおられました。そういった意味で、ある意味、外国人差別というのも少し関わっていましたので、大変な厳しい状況が実際にこの日本にあるということも経験をさせていただきました。そういった意味で外国人限らないんですけれども、とりわけ在日外国人の方は、あらゆる理由で差別を受けられる。その可能性が高いということもよく感じております。そういったことがないように、本町においてもそういったことがないように希望するところでもありますし、またそういう風潮にならないような取組が必要かと思っております。これ本当在日に限らないんですが、本町やっぱり、今人口が減る中でですね、どなたにも来ていただいて、やっぱり一緒に住んでいただいて、地域を元気にしていく取組がそれぞれ求められています。ともすれば異質のものが入るのをどうしても除外したい気持ちというのは誰にでもあると思うんですが、気をつけていかないとそれこそどなたにも来てもらえない、どなたにも振り向かれないそういう地域になってしまう、そんなことも感じながらですね、取組をさせていただいているところでございますが、ちょっと横事それかもしれませんが、在日外国人差別、これについてもですね、そういったことが起きないように、我々なりに取組をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。私、この資料を作っていくときに、本当にこれほどの差別がこの日本に存在しているということに、ちょっとね本当に心が痛みました。通告には入れてませんが、障害者差別についても、最近の報道から少し紹介

させてください。内閣府が2022年に調査をした結果、障害を理由とした差別や偏見があると思うかと尋ねた際、ある、ある程度あるとの回答が、88.5%にも上っています。また、北海道のグループホームで知的障害者が不妊手術の処置を受けた問題が新聞でありましたが、今日、これにめぐり、共同通信が全国の当事者やその家族らに、障害がある人の家族に調査を結果をしたのがあるんですね、20代以上の知的障害者の5人に1人、約20%は、恋愛や結婚、出産について、周囲から反対、あるいは制限された経験があると語っています。また、本当に最近のニュースで、こういうニュースがありました。視覚障害があった当時11歳の少女が交通事故で死亡したんですが、その際、大阪地裁で、その彼女の補償をね、出すのに、全労働者の賃金平均の85%ですよ、85%を遺失利益の算出にした、つまり、障害者であるがために、平均、全労働者の賃金平均の15%減額されたという判決が出ました。両親や弁護士は怒り、落胆していますが、判決御両親は、なぜそこまで娘のことを否定されないといけないのか。どんなに努力しても、ただ聴覚に障害を持っているというだけで、その子の人生を否定されなければいけないんですか。結局、裁判官裁判所は差別を認めたんだと落胆した気持ちです、というふうに語っています。障害者差別については、つい最近のほんの1週間のニュースですよ、このように、たくさんことがあります。次の質問ですが、行政施策が偏見や差別を誘発する危険性についても考えていきたいと思えます。例えば次の事例はどう考えられますか。1、マイナンバーカードを取得するか取得しないかによる、それをこれを行政側からのサービスの格差ですよ、一つは、保険証を交付する交付される、今までの保険証をマイナンバーカードを取得しないがために、今までの保険証で、あるいは別の紙の保険証を交付される。それによって、診察されするときの初診料が差別されるとかね、そういうことがあるということ。また、これも今論議を交わしていますが、ある自治体では、子どもの給食費などを無償化する対象を、マイナンバーカードを取得した世帯に限定する施策を出しました。御存知だと思います。これに対して、教育の機会均等に反し、新たな差別を生むとの多くの声が上がっています。なぜマイナンバーカードを取得することをめぐって、このような新たな差別を行わなければならないのか。それは、政府が地方に配る地方税の算定にマイナンバーカードの交付率を判定、反映させる方針だからです。これはもうはっきりしているところです。この二つの事例についてはどのようにお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。具体的な取組についての御指摘をいただきました。基本的な考え方としてはもちろん行政の施策というのは、住民の福利の向上にあるわけでございますので、その取組、具体的な取組にあたってですね、差別的な要素が入ってはいけないというのは大前提だと思っております。その上で、幾つか御紹をいただきました。差別的な取組あってはいけないと思いつつながら、その中身がですね、そうは言いながらも施策として誘導していきたい方向も当然あって、誘導する方向、誘導する施策そのものがやはり具体的にどうなのかなということ問われてるんだと思っております。本町においても、本町のマイナー保険証については、まずはマイナンバーカードが社会保険証になるというところ、保険証になるというまず施策をされました。ただこの件については、保険証、マイナンバーカードを取得されない方については、従来のもので新たに資格確認書を無料で配布されるというふうに聞いておりますので、その点で、ないからといっていわゆる医療を受けられないとか、そういう差別的な取組がないという意味では、施策の誘導ではあるんだろうけれども、差別というところには、正直当たらないのではないかなと私は思っております。一方で、給食費の有償無償ということも確かにございました。これもなかなか難しいところかなと思っております。総務省のほうでは、それぞれの自治体のほうで、やっぱりきちんと判断をして取組をするようにということでございますので、私もなかなかこの個別の話について差別的かどうかというのは言いにくい部分があるんですけども、そうですね、給食というある意味誰もが食べれるというところについて差が出てくるというのは、なかなか本町としては、なかなかと

りにくい取組ではないかなというふうに思っているところでございます。改めて、そういった意味ではですね、基本的な考え方は冒頭申し上げたとおりなのですが、その具体的な取組をめぐっては、やっぱり、見方によって差別的だと受け止められる方もおられるんだと思うんですね。そういったことで、我々自身も様々な取組について、施策の誘導についても当然、進めるわけでございますが、その取組については、差別的と受け止められないようにですね、常にやはり我々自身顧みながら、施策を進める必要があるのではないかなというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。マイナンバーカードについては、それを取得しないからといって、そこに差が、サービスの差がね、出ることはやはり差別につながっていくと思うんですね。それだけは本当にはならない。国に対しても、きちんとね、そこは言っていくべきだというふうに思っています。さらにこのようなニュースがありました。人工知能AIを使った子ども虐待が、子どもが虐待を受けるリスクの予測と、防止の取組の問題についてです。全国では2020年に三重県2カ所の児童相談所で始まりましたが、広島県では来年度から、市、四つの市町でつつ取り組まれます。市や町や学校がそれぞれ保有する健診や生活保護、校内生活でのデータをシステムに統合、AIが個々の子どもの虐待リスクをはじき出す。確率が高いと判断した子どもの情報を、市、町や医療、教育関係者が共有し、学校などを交え実態を調べる。必要に応じて、家庭訪問や健診時の面接、学校での見守りにつなげるという内容です。アルゴリズム、コンピュータが目的を達成するために、問題解決の方法や手順ですが、アルゴリズムによって、導き出された虐待の恐れのある家庭の判断というのは果たして正当なものでしょうか。個人のプライベートな情報が、このように関係者に共有されているのでしょうか。もし、アルゴリズムが家庭の事情を過剰に深刻に捉える傾向があるというふうに、最初に組立てられていたら、そこに人権侵害は起きるのではないのでしょうか。AIというのは、最初、情報入力人間がしますが、そこから判断までのプロセスは、まさに誰にとってもブラックボックスになってしまいます。このような事態はどうお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。とりわけAIを使った取組ということで御紹介いただきました。子どもが虐待を受けるリスク、予測と防止の取組ということだと思います。こちらはそれこそ、御紹介はありましたが、我々も中身をそれほど知ってるわけではないので、なかなかこれ御判断がつきにくい課題だと思っております。差別、というか人権侵害、あるいはプライバシーの問題に絡む問題かと思っております。そこら辺を十分気をつけながらですね、やはり進めるに当たっては、十分に整理をした上で、やっぱり取り組む必要があろうかなと思っております。ただ一方で、こういった子どもの虐待というのは、我々自身もですね、なかなか情報をつかみにくい部分が正直でございます。そのために、ある意味これまで考えられてこなかったこういうAIの取組をされるということでございますので、一律、そういった意味で、元に戻るんですが、詳細は知らないでなかなか言いにくい部分があろうかと思っております。改めて、そうは言いながらも、議員御指摘の不安もよく分かりますんでですね、我々が進めるわけではないんですが、もし進められるのであれば、改めて今御指摘あったような問題点をしっかり整理した上で、あるいは理解を得た上でですね、進めるべき取組ではないかなというふうに思います。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。問題はこういう、本当に人間の生身の人間に接することをA Iに任せていいのかということだと思うんですね。問題は、児童相談所の職員や学校関係者や、そして家庭を支える相談員、そういうところにお金を入れて人的な充実をね、図るべきであって、それこそ血の通ってないA Iにこういう微妙な判断をね、任せるといって自体の考え方がね、やはり私は方向が間違っていると思っています。以上いろんな差別、それから人権侵害を取上げてきました。これほどまでの差別、人権侵害は、多くは、今、見ていただいたように、行政の側からの差別です。たとえ個人的な差別であったとしても、現代の格差社会、また人権が国によって軽んじられている状況では、それを一方的に個人の問題にすり替えてはいけないというふうに思っています。では行政の果たすべき役割は何かと思われませんか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めて行政の果たす役割は何かという御指摘をいただきました。そうですね、るる申し上げてまいりましたけれども、人権の実現といいますか、あるいは人権を尊重する、それは行政に限らず、誰もが意識をしながら取り組むべき課題だと思いますけれども、まずは行政としてはですね、様々な、御紹介いただいた様々な施策を進めるに当たって、差別的なものであってはならないと、そういう部分はまずは注意をしなければならぬと思っております。その上で、まさに、ある意味地域の皆さんにとってもですね、模範になるべき役割も当然果たしていかなければならないんだろうと思っております。そういったことも常に意識をしながら、取組をしていく。行政も率先してでありますけれども職員もですね、しっかりと意識をさせていただきながら、努力を続けていく必要があるかと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

町で人権啓発セミナーを開催されています。私は毎回、参加するようにしていますが、本当にここ何年か講師の選択が、すばらしいなというふうに思っています。そういうことは町民、あるいは職員を含めて、引き続き行っていただきたいと思いますが、それにとどまらず、もっとやるべきことを、ちょっと考えてみたいと思います。例えば性差別については、2008年国連から、性的指向、指向というのはその人の恋愛感情や性的関心がどの性をね、どの性別を対象としているかということですが、性的指向と性自認に基づく差別の撤廃を求める勧告を受けています。それは再三にわたり受けています。また、先ほどありました同性婚について、法的な保障はG7の中で唯一認めていません。また、現政府は明治以降の家父長制に基づく家族感を重視し、同性婚の制度化に慎重な主張をしてきた世界等平和統一家庭連合と旧統一教会との関係もあり、多くの国民の多くの支持があるにもかかわらず、先ほど言いましたように、同性婚は認めていません。法律の結婚にとらわれず結婚生活を実質ね、送ればいいというふうな意見もありますが、この社会では、様々な社会保障や、権利保障は法律を根拠としています。そういう状況があります。国は、このような状況ですが、しかし、性的指向や性自認に対する差別的取扱いを禁止する条例をね、制定している自治体は、2022年12月現在で60を超えています。条例は制定していないが、パートナーシップ制度、これは同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して、結婚に相当する関係とする証明書を発行して、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。これを取り入れている自治体は、2023年1月現在で250あります。県内では、広島市、三原市、三次市、廿日市市、安芸高田市、府中市、海田町です。また、このような制度を取り入れているのは、大きな市町であろうと思われがちですが、宮城県木城町は4712人、神奈川県清川村は2958人という規模の小さな町もあります。本町もこのような条例制定、あるいは、制度の導入を考えるべきと思

ますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。御指摘をいただきましたように、県内でもですね、今のパートナーシップ制度ですね、導入をされてる市町がございます。先般の県内の市長、町長が集まる首長会議の中でもですね、実はその議論がございました。広島県内でも率先して、あるいは全市町でですね、そういった取組を進めていこうじゃないかというお話もあったところがございます。あるいはまたそういった差別を禁止する条例という話もありました。私どもとしてまだその案をつくってるわけではないんですが検討を始めているところがございます。できるだけ、そういった取組も進めさせていただいてですね、また議会のほうにも御報告、あるいは御相談をさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

ぜひ前向きに取り組むべきと考えています。次に部落差別についても同じようなことが言えます。部落差別解消推進法は、2016年に公布施行されましたが、これには具体策がなく、理念法と呼ばれています。この法律に基づいて、それを具現化、具体化するために、自治体では、条例制定の取組が展開されています。21年3月現在で、1都1府5県で条例がつくられています。市町村でも、127市町村で条例が制定されています。2023年現在ではさらに多くの自治体で条例化が進んでいると思われまます。県内においては、広島県自体はまだ条例化していませんが、福山市、大崎上島町で条例が制定されています。この部落差別についての条例制定についてはどうお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。先ほどからも話をさせていただいてるように、部落差別についてはとりわけ本町も努力をしてまいりました。条例については、また改めて我々のほうでも検討させていただきたいと思いますが、幾つか取組をさせていただいておりますのでそれはぜひ、ちょっと御紹介をさせていただければと思います。担当課長から説明をさせていただきます。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい。具体的な取組ということで人権啓発セミナーもそうなんですけれども、先ほど議員のほうから御紹介のありました、インターネットのモニタリングですね、これを令和3年度のほうから実施しております。今まで差別的な書き込みに対してですね、1件、掲示板管理者のほうに削除依頼をして、削除した案件がございます。それともう1件、こちらのほうから削除依頼をしてもですね、なかなか取り扱っていただけなかった案件を、法務局のほうにお願いをしまして、それも削除につながったということがございます。こちらのほうも引き続き、今のところ週2回を基本にですね、モニタリングのほうを実施しております。それと身元調査、こういったことがですね、不正に行われぬように登録型本人通知制度ということで、こちらのほうも取組として実施しております。なかなか登録者がなかなか伸びないというところはありますけれども、こういったことも差別に措置するといったことでの取組ですので、これもまた、住民の皆さんにですね、こういったことも啓発をしながら進めていきたいと思っております。先ほどの条例もなんですけどこの、先ほど申し上げましたインター

ネットのモニタリングも、福山市さんのほうにこちらのほうから研修に行かしていただいでですね、導入をしたという経緯がございますので先ほどの条例等につきましても、今後研究をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江委員。

○大江厚子議員

はい。この町は本当に様々施策が講じられているというふうには思っています。さらに、行政職員皆さんの研修もね、去年はされたというふうにお聞きしています。これをぜひ教職員の研修にも広げていきたい、いっていただきたい、学校現場も本当に大事な場であります。広げていっていただきたいと思っております。こうした差別人権侵害は自由や平等、生存権を奪い取るものです。私たちは全ての人人間らしく生きていける共同社会を目指すべきです。マイノリティー、少数者への差別や、家父長制度の残滓である女性差別を利用することで、私たちが分断されることがあってはならないと思っております。富や権力があるものとならない者との格差のある社会や不平等な社会、生きていくのが辛い社会にしてははいけないと思っております。また、戦争の気配があらわれてくると、在日外国人への排外的行動が一層表にあらわれ進みます。今、防衛費2倍化、敵基地の攻撃能力の保持、また、ここ数年間、急速に沖縄南西諸島の自衛隊基地化の建設、軍事要塞化が進められています。昨日のニュースでは、石垣島にミサイルの発射機を積んだ車両が搬入された。石垣駐屯地にはミサイル部隊570人の単位と、200台の自衛車両が配備されたとあります。戦争の動きが激しく進んでいると感じています。戦争は排外主義をあおり、差別を激化してきます。許されるものではありません。特に、教育の現場、子どもたちの現場にあっては、あってはならないことと思っております。物価高騰賃金が上がらない不安定な雇用形態、様々な不安がこの社会において、差別を許さない法整備だけ、先ほど紹介しましたような法整備だけで、差別人権が人権侵害がなくなることはありませんが、せめて行政の役割を意識して、すべきこと、やるべきことを考えていきます。いきたいと思っております。国がやらないのなら、自治体はその範をすべきと思っております。次に、次の質問に入らせていただきます。広島県農業ジーンバンク廃止について伺います。稲や麦や野菜類等の種子、およそ1万8000点が冷蔵冷凍で保管されている。広島県農業ジーンバンクが、これは東広島市にありますが、今年度で廃止されようとしています。もし廃止されるなら廃止後は、種子の一部は県農業センターで、農業技術センターで保管され、一部は国の機関である農研機構に移され、そして何と残り、1万2000種は廃棄されようとしています。この農業ジーンバンクという施設は、今から34年前、1989年に農業振興に熱心な、当時、竹下虎之助知事の意向によって設立されたものです。ジーンバンクは、その名のとおり、遺伝子銀行です。当初の設立目的は、新種育成の利用でしたが、それがなかなか難しくなり、その目的に代わって今では、その在来種の種を使って、伝統在来野菜の復活、地域特産物の育成が主な目的となりました。例えば、広島お宝野菜プロジェクトが実施され、県内で、それこそ若い農業者によって、伝統野菜の復活が行われています。設立当初、ジーンバンクの種子の収集の方法の一つは、ローラー作戦で、農業改良普及員、普及員OBがね、県内自治体を回って、農家、農協の協力を得て種子を提供してもらいました。当時の加計、筒賀、戸河内からも、記録を見ると種子が提供されています。例えば、赤餅の津浪。青大豆、阿正谷。とうきび、餅キビ、坪野。餅キビ、筒賀。キビ、上殿、平見谷、田吹等々あるんですね。アスパラガス、津浪。ニラ、津都見というような種も保存されています。さらに、これにプラスして大学から分譲してもらい、先ほど言いました1万8000点が集まっています。このジーンバンクが持つ機能は、県民への種子の貸出し、それから種取り講習、技術の講習、品種の選択、栽培相談業務等で、こういう業務の機能は、龍谷大学の西川教授は、世界、このジーンバンクは世界に誇れる特色を持ったものだというふうに言われています。その農業ジーンバンクの廃止は、農家はもとより、農作物を享受してきた私たちにとっても大きな損失と言えます。質問に入ります。広島県や、農業ジーンバンクが入っています広島県森林整備農業振興財団は、ジーンバンクの廃止について、またその理由について

て、各自治体、我が町に通知はしていますか、お伺いします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。広島県農業ジーンバンクの廃止についての御質問でございます。広島県農業ジーンバンクの廃止に係る通知についてですが、町としては受けておりません。本件につきましては1月25日付けの中国新聞による報道で知ったところでございます。廃止理由につきまして、広島県森林整備農業振興財団及び広島県農林水産総務課に確認をいたしました。利用低迷でございますとか施設の老朽化など、事業継続に課題があり、収集保管していた有用な遺伝資源が将来にわたって、効果的に管理活用される方法について検討を進めた結果、国立研究開発法人農業食品産業技術総合研究機構、通称農研機構、及び広島県農業技術センターへ譲渡することとなったと聞いているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。やはり、そのような自治体から集めた種子で成り立っているジーンバンクの廃止に関わっても、各自治体に通知はないということですね。実は農業ジーンバンクの縮小あるいは廃止は、数年前から関係者の間では懸念されていました。2019年に広島県農業ジーンバンクを守る会が結成され、廃止反対を県に要請してきました。しかし県は、廃止に至る経過については、県民や、守る会、そして自治体にもですが、公表せず、守る会の要請があって初めて説明会が昨年11月24日に開催されました。急な開催にもかかわらず、多くの人が参加し、この件について異議や疑問が出されました。私も参加しましたが、なぜ廃止なのかの理由がはっきりとは示されないままでした。今、課長が言われたようなことは言われていますけど、それはお金を財源をつけ、人を育成すればできることで、それをしないで、なぜこのような大切な施設を廃止に持っていくかという、その根本的な理由がね、示されていませんでした。県ジーンバンクは今も申しましたように、各自治体の農家からの協力があって、種子を集めることが出来ました。改めて、どうして廃止しようとしているのか町としてその経過をね、問われたと思います。その上での先ほどの返答だというふうにとらえました。守る会の事務局の方が、各自治体に電話をされたときに、この町の対応がすばらしく迅速に的確にしてもらえたというふうに言っておられます。各自治体の考え方によってそれぞれ対応がまちまちなんだなというふうに思っています。本当にこの町は適切にやっただけというふうに思っています。設立当初、実は、財団法人農業、広島県農業ジーンバンクは、その基金で、県が所有していた財産を売却した、その基金での果実で運営していましたが、途中、ほかの財団との統合により、基金が減少し、また今日の低金利もあって、運営は非常に厳しい状況ですが、先ほども言いましたように、問題は、お金、財源ではなくて、費用対効果を優先し、種子を地方で保存することの重要性を、県や財団にない、そのことだというふうに思っています。本当に反対をしながら、もし廃止の反対をしながら、もし廃止になったときどうするかということと同時にね、考えていかなければならないという本当にせっぱ詰まった厳しい状況の中なんですけど、2月25日には、守る会やその趣旨に賛同した人たちが、廃止の見直しの署名活動を行い、県や議会に陳情を行いました。また、現在、もし財団での存続が難しいのなら、種子廃止の執行の停止や、国の機関である、先ほど言われました農研機構への種子の、全部全量を譲渡すること廃止してほしい。あるいは、1番いい方法としては広島県直営でね、運営をしてほしいということを求めています。町は、再々聞くようで恐縮ですが、存続について、広島県直営での存続についてはどのような希望を持っておられますでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。存続の件でございます。広島県森林整備農業振興財団、及び広島県農林水産総務課へ聞き取りをいたしました。広島県ジーンバンクの担った種子の配布については、農研機構が対応されること、また、保存が必要と判断した趣旨につきましては、県の農業技術センターで保管をするというようなことも鑑み、廃止の理由につきましてもう一度、考える限りですね、廃止の見直しを求めるというのは難しいと考えているところでございます。また農研機構では5年に1度の発芽試験や発芽率が低下した趣旨については、全国各地にある栽培適地となるサブバンクで再増殖し、種子を更新するなど、安定した種子の維持管理運営体制の中で、広島県の特色ある農作物の種子を保存することができるから、農研機構が県ジーンバンクの代替機関となり得ると考えているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江議員

○大江厚子議員

農業ジーンバンクを守る会と、県や財団との考えの違いはそこなんですよね。農業ジーンバンクの機能をどうとらえるか。単に種子の保存ではなくって、先ほど言いましたように、県民に貸出し、そこで栽培され、そこから地域特産物が生まれるとかね、もっと広く、そして、生きている種子として扱ってきたのが、農業ジーンバンクです。次の質問にいきますが、ジーンバンク存続が困難な場合、廃止が決定された場合、今言われたように、種子の行方は、農研機構等、農業、県の農業技術センターへ移譲されますが、そのほかは、約1万2000種は先ほども言いましたように廃棄されるというふうに新聞で報道されました。県はそれを認めていると思いますが、もし、これからの交渉の中で、県が種子の廃棄を見直し、各自治体にお返しします、あるいはほかの集められた趣旨もお譲りしますことが出来ますという通知があるなら、町としてそれを受けのべきと考えているのでしょうか。現在町内でジーンバンクから種子を提供され、元ジーンバンクの職員、この方は、県農業試験場で研究畑一筋で勤め上げられ、ものすごい知識を持っておられますが、退職後はジーンバンクに勤務、ジーンバンクの充実を果たされた方ですが、その方から講習を受け、実際に町内で栽培し種取りをしているグループがあります。そのグループの代表から、先日、町長へ、今申しましたような要請も行われていると思いますが、その希望についてはどのように受け止められていますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。ジーンバンクの件でいろいろ御質問いただいております。まさに判断の分かれ目と申しますかですね、県としては主に利用度が低いということもある、あるいは施設の更新に当たっては、やっぱり多額の恐らくは出費が見込まれるという状況の中ですね、判断されたことだと思っております。我々としても、大変残念な決断だとは思っておりますが、最低限、本当に真に貴重なものについては、県機構というところできちんと管理できるところに管理される。場合によっては利用し希望者には渡されるということがある意味担保されてるということですね、大変残念であるけれども、致し方ないことなのかなという受け止めをさせていただいてるところでございます。本町も、恐らくはこれから同様の判断を求められるようなこともあるんじゃないかなと思うんですね。限られた財源あるいは限られたマンパワーをどこに使うかというのはやっぱり、それぞれの自治体の判断があろうかと思えます。中には、これまで当然のように実施してきた行政サービスが、残念ながら、続けられない状況というのは、やっぱり本町においても、これから考えられることであると思えます。大変厳しい決断をされたと思っております。その上で、県がそういう判断された場合ですね、町が受け止められるかどうかということ、町のほうで、その種ある種子をきちんと保管をしろと言われると正直、我々にもそのノウハウありませんし、あるいは施設もない状況でございますので、なかなか受入れがたいと思っております。

が、ある意味、町のほうでそれを受け止めさせていただいて、別途を町の中で、御指摘あったような希望者に対してですね、譲渡させていただくということであれば、それは十分対応できるところでもあるかなと思っておりますので、ぜひ、検討もしっかり相談をさせていただきながらですね、あるいは、町内でもそういった御要望が取りまとめを、御努力いただいでですね、対応できるところは対応させていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

時間が迫ってきましたので、種は植えて育てて収穫して食し、そしてまた種をとって植えるという循環の中でこそ、本来の価値が生かされます。在来種は、長い時間を経て、多様な交配の中で、地域の特性に応じてでき上がったもので、地域の宝です。地域の伝統的な野菜を地域で育てるといふ本来の在り方を、この町で実践していく試みを始めるべきと思います。在来種は化学肥料や化学農薬がない時代に生まれたものであり、有機農法の中でこそ生かされます。国は2050年までに、耕地面積に占める有機農業の比率を25%に高めるという目標を掲げています。この町でも、こういうこの機会をとらえて、有機農法を推進していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい。本町は、伝統的にですね、水稻でありますとか、祇園坊柿の栽培が盛んでございます。近年では、コマツナの産地化にも取り組んでいるところでございます。将来的には奨励する品種の見直しも必要になってくるのではないかとこのように考えますが、品種により適した気候でありますとか風土が異なること、また市場のニーズに合っているか、そういったことも、条件に踏まえて、在来種を含めたどの品種が本町の農業振興に適しているのかというの、今後の検討材料ではないかと思っております。検討を重ねてまいりたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい。ぜひその方向でやるべきと考えています。この廃止反対に関わりながら、この件が先ほど少し町長も述べられましたが多くの問題をはらんでいます。民間団体であるがゆえに議会の審議の権限が及ばなかった。費用対効果で廃止されという理論が優先された。もろもろあります。そして、種を中央の機関で一括管理するということは、大手出資企業に益はあっても一般農家から、種子を遠ざけることにつながります。国や県が種子の中央の集権化を目的としていたかどうかは分かりませんが、結果的にそうになってしまいます。地方自治の理念はここでも失われています。私はこの間、種取りの実習をさせてもらいながら、私の祖母が様々な種子を大事にとって、翌年それをまき、収穫していたのを思い出しました。また瓦の草を刈ってきては、堆肥にしていました。大変な労力であったと思いますが、種苗会社の種や農薬化学肥料に依存していない、今思えば健全な農業をしていたんだなというふうに思います。全てを以前に戻すことは難しいのですが、いま1度、この町においても、農業の在り方を考えていかなければならないというふうに思っています。これで私の質問は終わります。失礼します。

○中本正廣議長

以上で6番、大江厚子議員の質問を終わります。

休憩 午後 12 : 04分

再開 午後 1 : 30分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい、8番、田島清議員。

○田島清議員

8番田島です。午後1番ということですが、できるだけ簡潔に、質問をしていきたいと思っております。今日はですね、御案内のように女性が3人、私が男性1人ということで、非常に初めてで最後の景色になるのかなと思いをしながら、今日の質問にあたっております。それでは質問に入っていきたいと思っております。ロシアの理不尽なウクライナ侵略勃発から、残念ながら丸9年が経過しました。一刻も早い停戦、平和を願う世界の人々の願いに反し、戦争は拡大の一途をたどり、両国の戦闘員のみならず、ウクライナにおいては、子どもや高齢者など、非戦闘員の尊い命が奪われ続けていることは承知のとおりです。戦争には勝者も敗者もなく、犠牲者は常に庶民だと言われます。終戦後78年を経過した今日においても、黒い雨、被爆の実態が明らかになりつつあり、その傷痕は癒えることはありません。プーチン大統領は、その核兵器の使用もちらつかせています。他方、ゼレンスキーウクライナ大統領は、支援国にミサイルや戦闘機の供与を要請しています。戦争の長期化による被害が際限なく広がっています。平和憲法を持つ日本非核3原則を標榜する我が国として、停戦から終戦に向けての主導的役割を果たすべきと考えます。さて明るい話題として先日から、話題になっています加計高校、生徒の活躍についてです。先に公表された、新年度公立高校、入学志望者結果によりますと、加計高校は倍率2.2倍で県下トップにありました。過疎少子化の中、持続可能なまちづくりにとって必要不可欠な地元、加計高校が存亡の危機にさらされる中、様々な取組を着実に展開されてきた関係各位の努力に敬意を表し、引き続き、町議会の1人として尽力していきたいと考えております。なお、昨日紹介のテレビ放映、再放送が11日土曜日に予定されています。見逃された方、感動を共有されることをお勧めしたいと思います。それでは、通告に従いまして質問に入ります。まず新年度予算についてということで、質問項目を挙げておりますが、具体的には、4項目、公共交通の在り方について、入湯助成制度の延長及び町内温泉施設の拡大について、3番目に空き家定住対策について、4番目に、平和行政の施策についてということで、1問ずつ質問をしまいたいと思っております。簡潔にお答えをください。まず、公共交通の在り方について、広島市、先日より大局的視点で、新年度予算についての一般質問が行われ、討論される中で橋本町政の方向性が示され、懸案事項解消にスピード感ある予算編成であると感じているところです。コロナ感染症も落ちつきを見せました。アフターコロナに向け、ようやく雪解けが始まったようで、わくわくしているところです。今回は、懸案事項の事故及び町民の皆さんから寄せられた具体的な施策に論点を絞り質問してまいります。1番目、公共交通については広島市の上下分離方式導入が新聞で報道されました。在来線高速道を含む運行の対応について質問いたします。広島市は令和6年度から、上下分離方式での運行により、市民の移動手段の安定確保に努めたいと、既に協議会を発足させ、鋭意検討中と聞きます。先日、市及び県関係者と接触したところ、市域外に通ずる運行路線対応については、今後の作業に委ねるとのことでありました。残り1年程度しか時間はありませんが、高速道路経由路線と、在来線の二つの系統がありますが、町民が安心して利用できるよう利便性の確保を含め、どのように対応されますか。私は三段峡からバスセンターまでの在来線は、地元業者が主体となり対応し、可部駅までの間をせめて1時間に一本程度運行する体系を目指すべきと考えますが、いかがですか。仮に市が導入する方式に乗るとしても、運行回数増や経費削減は見込めないと考えます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。地域公共交通の在り方、バス路線についての御質問でございました。広島市及び関係バス事業者などが、現在、上下分離方式の導入について、検討を進められているところというふうに報道等で承知しております。詳細な制度や、これに伴う具体的なバス運行の再編などについては、今後検討されるということで、承知しておるところでございます。御質問にありましたように、三段峡線につきましてですが、こちらは令和4年3月に策定されました広島市地域公共交通計画の中で、バスネットワークの再構築として、都心部と郊外部を結ぶ運行距離の長い路線をフィーダー化し、運行効率を向上させることにより、持続可能な公共交通ネットワークを確保しますというふうにされております。御指摘の上下分離方式に加えまして、バスネットワークの再構築、フィーダー化の面につきましても、詳細はまだ決まってないということもございますので、現在検討中の本町の地域公共交通計画においても、引き続き関係者と密接に連携を図りながら対応することとしております。引き続き、周辺の自治体及び交通事業者と綿密に連携を図ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

広島市のほうもこれからということなので具体的に方向がまだ見えてはおりませんが、上下分離方式というのが、もともと鉄道の路線についての方式をバス路線に運用しようというものであります。鉄路で言いますと上ものを会社が運営して、路線のほうを自治体が管理するというふうな方式であるというふうに報道をされております。我が安芸太田町においては、公共交通については、高齢化が進む中で運転免許証の返納とかですね、いうことで非常に、これからも公共交通の依存度というのが高くなってまいりと思いますので、この部分については広島市がどういう方向性を、全国で初めてだそうなので、どういう方向にあるかが非常に我が町の、方針にも非常に大きな影響を与えておりますので、連携を取りながら我が町の適した公共交通にしていく必要があるというふうに考えます。町長の見解をお願いいたします。

○中本正廣議長

議長。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。公共交通についてということで御質問いただいております。今、現状についてはですね、企画課長からお話をしたとおりでございますので、もう少し詳細なりを詰めさせていただきながら、対応を考えていきたいと思っております。一方で、本町の公共交通の基本的な考え方というのは、今の地域公共交通計画の中でも議論させていただいておまして、基本的に町内は定額タクシーを中心とすると、町外については、今の公共交通、広島電鉄等のバスとの連携を図りながらですね、対応していくということが基本でございます。これに、上下分離方式がどういう形で入ってくるのか。あるいは、フィーダー化になってどういう対応になってくるのかというのがこれから、具体的に詰めていかなければならない問題かなと思っております。上下分離方式、たぶんバスの場合は、車両関係を公共が担って、その運営をバス会社さんが担われるのかなあと思っております。その意味では、もう既に町内についてはですね、我々まさに上下分離方式を進めているわけでございますので、分かりやすいところかと思いますが、それによって、運営会社さんの負担が減るのか、さらに言うと、今の、バスの路線、線、本数がどうなるのかというのはちょっと見えてこないものですから、そういったところを今後しっかりと注視をしていきたいと思っております。特に広島電鉄さんとはですね、我々も密に連携をさせていただいてるところでございます。公共交通に限らずですね、観光の面でも大変重要なパートナーだと思っておりますので、しっかり連携を図りながら、この点についてはですね、できるだけ町民の皆さんの利便性が下がらないように、我々としても頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、しっかりと対応していきたいというふうに思います。次にですね、昨年5月からスタートしました安佐市民病院への患者優先対応の利用状況と、今後の対応についてお尋ねいたします。修道安野地区住民からすれば、安芸太田病院が遠隔地にあり、市民病院の利用ウエイトが、高くなっている現状と、向けて、公共交通の利便性が悪いことに鑑み、安佐市民病院の開設に伴いスタートさせたタクシー支援とかかと考えます。私が調べたところによりますと一定程度の利用者はありますが、飯室のコムズまでの送迎対応であり、市民病院を利用する人たちは、飯室からタクシー便等で目的地に向かっているのが現状です。せめて目的地である安佐市民病院まで患者が利用できるよう改善されるべきかと考えます。以前の説明ですと、安佐市民病院構内での乗降が難しいとの説明でしたが、安佐市民病院との協議はどのようになされていますか。いずれにしても現状打開を講ずるべきと考えますがいかがですか。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。あなたく安野線の飯室への運行につきまして、実証実験として、令和4年度のから、週1回の割合で運行をしているところでございます。利用状況につきましては、令和4年5月から7月、運行が始まった間もなくは多くの御利用がありました。8月ぐらいいから利用が徐々に少なくなっているというような現状でございます。飯室行きの運行につきましては、地域からの御要望にお応えする形で始めたものであり、来年度も引き続き実証実験として継続する予定でございますが、このまま利用者が少ない状況が続きましたら、曜日の設定の変更でありますとか、運行時間等の見直しも検討したいと思っております。また安佐市民病院への乗り込みでございますが、市民病院への乗り込みの関係というよりもむしろ、病院行きのバスが、路線バスが、かなりの便数が周辺を、今運行をしている状況でございます。それから、JR可部線も病院に直結しておるというようなこともありまして、このあなたくの便を、病院に直接乗り入れるということは、今の段階では、バスに乗換えていただいて、病院に行ってもらおうということで御利用をしていただきたいということから、病院サイド、安佐市民病院との、申入れ等は、今の段階では行ってないということでございまして、町のホームページのほうでも、公共交通のバスを利用していただいて、途中で乗換えてもらって、安佐市民病院に行く方法などを案内しておりますので、そちらのほうを御利用いただきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい。私も安佐市民病院、今の新しいほうの病院ではありませんけれども、入院の経験がありますけれども、考えられるのは今、乗り換えのお話ですが、バスの乗降口の低床化、そういったことも含めてですね、今後ですね、必要性っていうのはどんどん高まってくるのかなということで、今後、考えていくべきではないかというふうに私は思います。続いて、3番目ですが、加計中央バス停トイレの安全対策と設営施設整備についてお尋ねします。町作成の公共交通連携計画書によるとその中に、本線と支線との結節点に位置するバス停施設については、計画的に整備するとあります。本町前、戸河内インター殿賀バス停等については一定程度整備され、トイレも整備されています。加計中央バス停においては、上りバス線、上り線バス停は民間施設の協力をいただいている事ありますが、施設内が暗く、トイレに向かう通路には段差があり、トイレも旧式のままで。また上り線バス停施設は新たに整備されていますが、トイレはありません。バスを利用する高齢者や障害者学生たちにとって、トイレの整備は喫緊の課題です。利用者は多くはないかもしれませんが、トイレの整備は不可欠

です。そこで提案ですが、上り線バス停の裏のスペースに簡易トイレを設置し、下り線利用者もこのトイレを利用していただくよう対応すれば、安全対策を含め前進すると考えますがいかがですか。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

現在、加計中央バス停のトイレでございますが、こちらは、店舗内のトイレを使用させていただいておるとい
う形でございます、トイレの形も旧式で、必ずしも安全対策、衛生上良好な状態ということは言いがたい状
況でございます。この中央バス停につきましては、町内でも利用者が多いこともございまして、これらの状況
を考慮して、令和5年度からは、新たに仮設トイレを設置させてもらうように、新年度予算に計上させていた
だいておるところでございます。先ほども説明のさせていただきましたが、広電の三段峡線の在来線がフィー
ダー化する可能性がございます。このフィーダー化が仮に進んだ場合は、バスが小型化される可能性が高いと
考えておまして、その場合は、かけ橋へのバスの乗り入れも可能になるというようなことから、将来的に
は、かけ橋をバス待合所として使用することも視野に入れて、当面の間、仮設トイレの設置という方向で検討
してまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

今年簡易トイレということで計画をされているということであります。通常、町内の方が病院とか利用される
分にはですね、非常に助かるかなというふうに考えております。観光客の方がですね、もし利用された場合に
ですね、トイレ、仮設トイレがどの程度のものかというのとは分からないんですが、トイレの印象っていうの
は割と残りますので、それぞれそれなりのですね、おもてなしとしてですね、以前の一般質問でもおもてなし
トイレの話もしましたが、そういった対策を考えるべきと考えているところです。続きまして次の質問に
入りたいと思います。それでは2番目入湯助成制度の延長及び町内温泉施設の利用拡大についてお尋ねしま
す。利用状況と、課題解決に向けた対応について御答弁ください。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それでは入湯助成制度について報告をさせていただきます。現在、実施しております。安芸太田町グリー
ンスパつがでの、アルカリ温泉展望浴場利用におきます入湯助成につきましては、令和4年3月末日で廃
止をいたしました筒賀高齢者生活福祉センターひまわり二階健康浴場の代替利用場所として、健康浴場がなく
なることの激変緩和的な意味合いとして事業を行っているところです。令和4年度からは、特に、世代間及び、
多様な人材の交流を促進することを目的といたしまして、町民全体を対象として実施しておるところございま
す。現在の利用状況について御報告をさせていただきます。1月末現在ではございますが、利用割引券の交付枚
数、実質153名の方に割引券を交付いたしました。そのうち、実際に御利用になっていらっしゃる方は102名
の方でございます。なおこの割引については、大人、通常料金が500円の場合、高齢者の方、また、手帳をお
持ちの方については割引、それぞれさせていただくとともに、子どもさん、小学校以上の方にも、また、幼児3
歳以上の方それぞれをつけて割引のほうをさせていただいておるところでございますけれども、実際、世代間の多
様な御利用というふうに思っておりますが、まだ、実際に券を交付して、幼児の方からの御利用について、助
成券のほうの実績はまだございません。グリーンスパつがのほうでの展望浴場につきましては、この度、改
めて代替利用場所としてお願いしたこともあり、衛生面の強化も含めまして指定管理者の方には多くの御協力を
いただいているところです。一応来年度も、この助成事業につきましては、継続させる方向で、現在、当課

では準備をし、予算のほうも次年度の予算のほう計上をさせていただいてるところではございます。とは申しましても今の現状で、課題ということが、議員のほうからも御質問等ございましたが、実際に、この入湯利用助成を、利用される方の中で、やはり例えば、フロント受付のほうを通られるときに、もう、助成券とお金をそのまま置いて、声もかけずそのままお風呂のほうに入られるというであるとか、または申請された方以外の方が、1日何枚もやっぱり使われている。それは自分もろたんじゃけえというふうに思われるかも分かりませんが、そういう、もう少し何かどうにかならぬかなというふうに思われるようなところも実際にはございます。やはり、割引利用券、この助成の制度をするに当たっては、注意事項について、実際に交付するときにもお知らせをするところではございますけれども、やはりこういったことがあるというのは、非常に残念に思っております。やはりマナーを正しく守っていただいて御利用いただく、そのためにも、やはり引き続き、注意喚起等については、周知、啓発のほうを努めたいというふうには思っております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

入湯者のマナーについて御指摘がありました。私もその部分は、マナーはちゃんと守っていただきたいというふうには思いますが、利用状況について、アフターコロナということで利用者が、また、増えて、来るというか、希望者がですね、来年はどうなるんだろうかということで、時々聞かれますので、そういった長期的なですね、長期的でもあり、後ほどの質問にもありますけれども、公平性の観点からですね、さらにこの入湯助成についても、は進めていきたいというふうには考えているところです。次ですが令和4年度から新たにスタートした制度ということですが、当然新年度も、継続実施されるものと考えますが、制度運用が単年度予算方式であり、町民からすれば、年度末頃になると、新年度はどうなるんだろうかと不安な声も寄せられています。不安解消に向けた住民へのメッセージが必要かと考えますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長

○伊賀真一健康福祉課長

はい。お答えいたします。この助成制度につきましては、それこそ、令和4年3月をもって、ひまわりが廃止となるときに、これも打ち切ろうというふうには当課では考えておりました。とは言いましても、やはりこのいきなりこういうことがなくなるというのは、やはり、サービス、いろいろな問題もあるということで、議会のほうからも、御提言いただき、改めて、6月議会において、この事業を進めさせていただいたところではございます。来年度の事業継続についても、当課においては、これ、この事業をさらに継続させていくべきか、改めて考えていたところではございますが、町長を含めまして、この事業について改めて協議し、継続を決定したものでございます。ただ、この予算については、それぞれの、今例えばお持ちの券で、翌年度も使えるような状況になれば、本当は御利用される方、申請される方にとっては、それは御都合がいいかも分かりませんが、やはり当課におきましては、それぞれの年度年度で、それぞれ利用について、やっぱり考え、この事業の運営について検討していきたい部分をもございますので、改めて単年度の事業を推進を進める形をとらせていただいているところではございます。事業継続を、次年度以降もするというのであれば、少しでも検討を早め、御利用の方にお知らせできるような方向を、また、対応等について考えさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○中本正廣議長

はい、田島議員。

○田島清議員

いろいろと御苦労もあると考えますが利用希望者が、非常に声が上がっております。続いての質問にもありま

すが利便性と公平性の確保のために利用可能な施設が拡大が必要と考えますが、いかがでしょうか。今、月ヶ瀬温泉、いこいの村、温井スプリングスなどが今までありましたけども、この制度については、等しく町民が利用できる制度ですが、安野地区や戸河内地区の方々にとっては、施設が遠隔地にあるため、利用したくても難しい要素があります。せつかくの制度であり、この際、利用対象施設を拡大する必要があるとも思います。いかがでしょうか。なぜグリーンスパに限定なのでしょう。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。重ねてグリーンスパつつがを対象にしたですね。入浴助成についての御質問いただきました。これ担当課長のほうからお話をさせていただきましたが、もともとはあくまでも、ひまわり、入浴施設ひまわりの廃止に伴う代替利用場所の確保という観点で始めさせていただいたものでございます。そういった意味で単年度ではございますけれども今年度も来年度も引き続き、状況が変わっていないという判断の下、継続させていただきますが、あくまでも趣旨としてはですね、町民全員の健康促進というよりは、繰り返しになりますが、ひまわりの代替ということで進めさせていただきました。議員御指摘のような制度ということになればです、また考え方が全く変わってくるものと思っております。現状健康づくりというのはもちろん、町としてもしっかり進めていきたいと思っておりますが、温泉の入る機会を増やすという方向で今考えておりません。あくまでも、今回の件についてはですね、ひまわりの代替の手段として提案させていただいておるということで御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、町のスタンスということでは回答いただきました、住民の中にはですね、やはり、健康維持ということで、そういう憩いの場といいますかそういったものを求められておる意見が多数入ってきておることを御承知おきいただきたいと思っております。続きまして3番目の質問に入ります。空き家定住対策についてです。町内には相当数の空き家があるものの、なかなか空き家バンク登録に至らない現状があることは承知しております。過疎化により、今後空き家が一段と増加することは間違いありません。この空き家を定住に結びつけるための取組をこれまで以上に強化していく必要があります。現在企画課においては、定住アドバイザー職員2名配置により、意欲的な取組をされていると承知しておりますが、地域の方々の協力が絶対不可欠であり、モデル地区を指定し、その地域に仮称、定住アドバイザー、もしくは協力員スタッフとして位置づけ、企画課との橋渡しの役割を担ってもらう仕組みづくりなど、具体的なチャレンジが必要だと考えますが、いかがですか。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。空き家の空き家バンクの登録推進につきまして御質問いただきました。空き家バンクの登録の促進に関しましては、固定資産税の納付依頼に、空き家バンクの登録についての御案内でありますとか、空き家相談会の御案内を一緒にお送りしているということと、それからまた、自治振興会長さんなど、地域の事情をよく御存知の方に、地域の空き家の状況を直接お伺いするなどの取組を行っております。また、昨年度から制度を拡張しました家財処分補助金を活用され、空き家登録につながったケースも徐々に増えてきているところでございます。御質問、中にありましたように、地域の協力員と、地域の方々に協力をいただきませんと、空き家の掘り起こしはなかなか進展しないというふうに承知しておりますので、モデル地域等のことも検討しながら、地域の皆さんの御協力を得られる仕組みづくりを今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、具体的にですね、例えば今の偏りと言いますか、そういう対策事業が、モデル地区に指定できるような状況っていうのがあるかどうかについて、もし分かればお答えください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

ちょっと趣旨を理解出来てるかどうかですが、ちょっとモデル地区というのは指定するというところでございました。モデル地区と明示したわけではないんですが、昨年度、筒賀の1地域を中心にですね、具体的に、地域の自治振興会長さんに御協力をいただきながら、空き家の1軒1軒、しらみつぶしにと言いますか、当たったことがございました。そういう意味では既に地区によって、対応させていただいてるところもございます。今後も引き続き、それぞれの地区、やはり軒並み全部というのはなかなか町としてもそこまで手が届かないものですからですね、ある程度、地域、地域絞って、やはり空き家の掘り起こししていかなきゃいけないというのも、感覚的には感じているところでございまして、またそこら辺についてはですね、ここはいいんじゃないかというアドバイスがあれば、また議員のほうからも御提示いただければなというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

空き家対策については町の1番の施策ですので、できることは全てやり切っていきたいというふうに、協力のほうは惜しまない覚悟でございます。続きまして次の質問ですが、定住促進空き家改修制度では、改修完了後1か月以内に入居予定者から入居誓約書受領が条件とあります。入居可能な状態にしておいて、希望者を待つというのが本来の姿ではないでしょうか。現に空き家バンクを、登録をし、必要な改修を町補助金活用でやりたいが、誓約書云々と言われて困っている。なぜそんな現実離れした規制をしているのだろうかとの声が寄せられました。1人でも多くの定住者を確保していきたいという状況にある我が町です。この際、改善される考えはありませんか。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。定住促進空き家改修制度についての御質問でございます。現在、安芸太田町移住定住促進応援事業補助金交付要綱に基づきまして、改修後5年以上定住される方が決まっている住宅を対象として、改修費の補助を行っております。これは、改修はしたけれども、移住定住につながっていないというような事態を避けるために、このような条件設定をさせていただいておるところでございます。来年度は、移住者専用の賃貸物件として、空き家バンクに10年間登録することを条件に、所有者が自己物件の改修を行い、町が空き家バンクで移住者を募集して貸し出す。定住促進空き家バンクオーナー改修制度というのを新設いたしまして、先に改修をして、移住者をお待ちするというような仕組みの補助制度も新年度予算に計上をさせていただいているところでございます。令和5年度は、試験的に運用を行いまして、その制度の内容を今後高めていきたいというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい。もう一つですね、数年前から改修補助金の割合を2分の1から3分の1に、引下げておられますが、この際、2分の1に戻す考えというのはありませんか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。もっともっと支援せよという御趣旨だと思います。当然そういったことも今後考えていく必要があろうかと思いますが、実は、御指摘いただいた制度なんですけれども、既に大体毎年ですね、7件8件程度、確保している予算のほぼ上限いっぱいぐらいまでですね、使っていただいているというのが現状でございます。そういった意味では、条件を緩くして、もっともっと件数を増やすというよりはですね、今現状の施策の中でより確実に、移住定住につながるような取組ということもあってですね、従来の制度で対応させていただいているところではございました。今後、この条件ではなかなか手を挙げていただけないということになればですね、支援対象なり、あるいは制度の制限みたいなものをやっぴり見直しをしていく必要があろうかと思っております。あるいは、来年度予定をさせていただいてますように、より空き家の有効利用ということでですね、今回、一つ、これ空き家バンクに10年間登録いただくということが条件ではありますが、移住者が決まっていなくてもですね、改修をしていただけるという制度をつくらせていただきましたので、状況に応じながらですね、制度の改善なりは考えていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい。制度の利用が上限に達するというところで、回答いただきました。加計高校の入居、入学希望ではありませんが、1件の空き家に対して入札をするぐらいの勢いができれば、うれしいなというふうに考えております。今後も努力をしていきたいと思っております。続きまして4番に入ります。平和行政施策について質問です。住みよいまちづくりの基本は人権確立にあり、大前提は平和であることです。平和運動の高揚期に、国内全域で非核自治体宣言の町宣言がなされ、合併前3か町村のいずれもほぼ時を同じくして宣言をし、当時広く、町内外にアピールすべく、非核自治体宣言の町看板や懸垂幕が庁舎や支所、病院等にも掲げられました。合併後においてもその精神を受け継ぎ、新町としての宣言をしているところです。しかしなぜ既設の看板が外され新町宣言にも、条例にあるだけで多くの町民はその宣言すら目にすることもなりません。知らない人が圧倒的多数です。合併後、随分年数が経っていますが、未だに対応されない理由はありますか。ロシアのウクライナ侵略戦争下であり、核兵器の利用もありうるという情勢のもと、今こそ、改めて町民全体が平和宣言を我がものにすべく、看板等で啓発啓蒙すべきが平和憲法下にある自治体首長の責務と考えますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。新年度予算というところの大項目の中では、行政施策について、御質問をちょうだいいたしました。端的に申し上げますと、非核平和宣言の町として垂れ幕等の新調どうかという御質問でございました。これに関しましては、令和5年度当初予算ではこうした予算は計上しておりません。新町でこの非核平和宣言の町ということで、確かに、私どもの町としても、名を連ねさせていただいております。ここに至るまでこの垂れ幕等の設置、また、この垂れ幕等作成等についての費用というのは私も、総務課になりまして4年になりますが、かつて、こういった予算を計上したということを聞いたことがございませんでした。平和行政の施策の推進という部分につきましては、様々な取組をさせていただいておりますが、この部分については御質問ではござい

ませんので割愛をさせていただきます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい私もですね、その垂れ幕については新町で見たような記憶がないわけですが、現在ですね、黒い雨の被爆者が新たに、100、200、300と、たくさんの方々が、被爆者手帳を交付されておられるという状況であります。ですから、原子爆弾については、過去の問題ではなく、今が安芸太田町にとっては、まさに核の被爆の始まりというふうな状況にあるのではないかと思います。そういった意味においては今後ですね、今こそ、この垂れ幕、それから看板についての掲示をされるべきではないかというふうに考えます。いかがでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。再度御質問をちょうだいいたしました。ちょっと質問の趣旨からそぐわないかもしれませんが、現在の我々の取組を紹介させていただきながら、来年度の方針を、お伝えをさせていただければと思います。平和行政施策につきましては、これまで合併して以来ですね、現在では毎年8月15日の終戦記念日に、戦没者追悼平和祈念式典として実施をさせていただいているところでございます。またですね、本年度、令和4年度に関しましては、新たな取組といたしまして、この式典時、それから式典の前後の期間を活用しまして、楨子と祈り鶴ポスターのパネル展示を行ったほか、平和学習の映像といたしまして、広島証言、被爆者は語る、の上映会を役場の中で実施をさせていただきました。非常に多くの方に御参加いただきまして、またこの被爆を受けられた方が証言をされたビデオでございますけれども、御遺族というかご親族の方がですね、多く、特にお盆の期間でございましたので、親族一同が集まられた機会にこの上映会を御覧なられて、涙を流される姿を、私も一緒になってですね、この上映会で参加させていただいたところでございます。こうしたですね、やはり温かみのあるといいましょうか、これ非予算で実施をした事業でございます。こうしたことをですね、継承していくということが、平和、恒久平和、につながっていくのではないかというふうな考えを持っております。令和5年度におきましてもですね、非予算かもしれませんが、職員が知恵とアイデアを出し、こうした温かい平和行政に向けた取組ということができるよう考えていきたいと思っております。またですね、今までもさんざん御指摘をいただいておりますけれども、これ、未来に平和行政の推進をしていくための継承ということで、学校も巻き込んだ、そういったことが出来ないかというようなお話もちょうだいしているところでございます。教育委員会ともですね、引き続き協議をさせていただいておりますが、御承知のとおり、この記念式典8月15日ということでお盆の間でもございますので、ほかにもですね、何か取組が出来ないかということで、現在教育委員会とも協議を鋭意進めているところでございます。また垂れ幕等につきましてはですね、今後、いろいろちょっと考えていけないといけない部分だろうと思っておりますが、視覚的なものっていうのも大切だと思いますが、今申し上げたとおり、中身の充実というところに今はちょっと重きを置かせていただいているという状況でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

視覚の部分ということでありますが、実際にですね、各支所にありました垂れ幕、横断幕等が、実際に使用できる状況なのかどうかについては把握をされておりますでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。今の御質問ですが、私自身はこういったものを継承しておりませんし、また恐らく、そのもの自体はですね、新町に引き継がれてないのではないかと考えております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

非常に残念に考えますが、また新たな被爆者団体、新たに被爆者になられた方の団体等の組織もあるようでございますので、そういった要望もですね、また考えていく必要があるのかなというふうな考え方でおります。次にですね、同じく平和行政についてですが、戦時下において日本軍が、中国人多数を強制連行し筆舌にたえない行政労働を敷いた事実がありますが、本町の坪野安野発電所建設に際し、300人余りが連行され、うち29人が病に倒れ亡くなられた事実があります。日中平和友好条約から50年を経過し、日中間の緊張も高まっていますが、過去を反省し、未来志向に立った友好関係樹立を確約し、坪野の地で毎年10月下旬追悼式記念式典が執り行われ、町長も町民を代表して式辞を述べておられます。その式典や強制連行の事実など町民には、ほとんど知らされておられません。式典を町が主催し、または現在の主催者との共催で執り行う考えはありませんか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。次いで、中国人強制連行の関係でですね、お話をいただきました。私自身も式典のほうにはいつも参加をさせていただいているところでございます。こういった事態、事象がやっぱり風化されないということもまた重要なことだと思っておりますので、引き続き、タイミングが合えばですね、ぜひ私も、参加をさせていただきたいと思っておりますが、一方で式典の今後ということだと思います。また関係者の皆様とも相談をさせていただければと思っております。町が表に出ることが果たして本当にいいのか、むしろ今の形態で進めていただきながら、我々もしっかりと参加をさせていただくほうがいいのか。そういったことも含めてですね、今後、相談をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

安野の発電所の中国人の強制労働の件に関しましては、先ほど言いました黒い雨で安芸太田町も被爆地ということでもあります。ということで、強制労働されておられた中国人の方も、恐らく、黒い雨に遭われた、同じ被爆者ではないかというふうに考えております。強制連行された方の中で広島市のほうに連行されて、連行されて刑務所っていうんですかね、そちらのほうで被爆死された方も数名おられるというふうに伺っております。原爆の被害に遭われた方というのはアメリカ人の捕虜の方も含めて、等しくですね、日本人だけではなくて、もちろん、中国人、朝鮮の方も含まれて、同じく犠牲になられているということでもあります。平和を願う我が町としましても、こういったともに戦争の犠牲になられた方があるということで、この問題もですね、広く町民に知っていただく必要があるのかなというふうに思っております。最後になりますが、冒頭でも申し上げましたように、私今日、女性3人と、私の一般質問ということで、この質問にあたっております。今後ですね、理事者のほうの方でですね、女性の管理者が少ないということが非常に寂しいなというふうな印象を持っておりますが、明日ですね、3月8日が国際女性デーの日だそうでございます。1908年の3月8日に、不景気のどん底にあったニューヨークのイーストサイドで働く女性たちが、パンをよこせ、女性に参政権をと集

会を開き、ふじは開いたのが女性デーの始まりだそうでございます。広島県においても1975年6月ということですが、トイレトペーパー騒ぎの時代ですね、当時の県労婦人部などが9団体で国際婦人年広島県集会を開催し、それを基に翌1976年3月、1回の国際婦人デー広島県集会が開催されたそうでございます。平和をつくり上げるためにはですね、女性の参加が非常に重要になってくると、私は思っております。女性が働きやすい職場、女性が生活しやすい町、これが、私たち男性も含めて生活、平和を求める基盤になるのではないかと思います。

○中本正廣議長

以上で、8番、田島清議員の質問を終わります。

休憩 午後2：23分

再開 午後2：30分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。はい、7番、影井伊久美議員。

○影井伊久美議員

皆さんこんにちは。7番議員、影井伊久美でございます。今次定例会にあたり、一般質問通告書を提出いたしましたところ、まさかの最下位でありまして、本日、思いもよらぬ大トリを務めさせていただきます。同僚議員より、トリにふさわしい一般質問をとということですね、大変重要な役割を背負いまして、ここに立たせていただいております。そんなわけですね、いつもに増して緊張感を持って、通告いたしております3題について、一問一答形式で順次質問してまいります。本題に入る前に令和5年4月より、こども家庭庁が設置され、令和4年6月15日に国会で可決成立したこども基本法が、令和5年4月1日より施行されます。このたびの一般質問では、こども基本法を念頭に置き、子どもや保護者、また、若者の意見を本町はどういうふうに扱っていくのか、こういった観点から質問してまいります。特に関連するのが、こども基本法第11条、国及び地方公共団体は、子供施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該子供施策の対象となる子供、または子供の養育をする者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。これは、子供などの意見の反映について定められたものです。また、このこども家庭庁の設立準備室により開催されてきました、子供政策決定過程における、子どもの意思反省反映プロセスの在り方に関する検討委員会、これが先月2月27日に開催され、正式な報告書が3月中に発表される予定との報道もありました。こういった国の動向も踏まえ、まず、一項目の質問、部活動の地域移行についてお尋ねします。令和4年12月27日にスポーツ庁、文化庁より、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方などに関する総合的なガイドラインが示されました。これは令和4年夏に取りまとめられた検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定されたガイドラインを統合した上で、全面的に改定されたものであります。当初の計画が見直され、令和5年度から3年間を改革推進期間と位置づけ、休日の学校部活動の段階的な地域連携、地域移行に取り組むつつ、地域の実情に応じて、可能な限り早期の実現を目指す旨と明記されております。では、なぜですね、この部活動の地域移行が進められるのか。背景にはですね、大きく二つの問題があるとされております。一つは、少子化による生徒数の減少から、サッカーや野球といった競技では、人数不足でチームが組めず、部活動が成り立たないといったケースが出てきている。今後、少子化がさらに進んでしまうと、こういった傾向が顕著になってくるはずであること。もう1点はですね、教員の働き方改革が挙げられております。通常授業を担当しながら、放課後や休日に部活動の指導も兼務する教員は、長時間労働となりがちで、現状、教員への負担が大きいこと。主にこの2点が挙げられております。しかしですね、現在の学習指導要領では、学校教育の一環として、教育課程との連携が図られるように留意するとされております。地域移行により、学習指導要領で示された部活動の位置づけが変わ

ってしまうことや、そのほかには、人材の確保、移動手段、環境整備、家庭の費用負担、生徒間の格差など、様々な課題も発生することが懸念をされております。現状ですね、未確定の要素が多くありますが、広島県においては、令和3年度から実証事業や事例紹介、説明会などが行われており、今後はですね指導者の研修会なども行われるということです。こういった流れがある中ですね、本町においては、地域スポーツ団体等の中体連主催大会参加についてという文章が、各学校から配布されておる状況だと聞き及んでおります。部活動の地域移行について、数々報道されていることと、この文書が唐突に配布されたことにより、保護者からは、今後一体どうなるか、そういった声や、混乱する声が届いております。そこで、まずですね、本町では、この部活動の地域移行について、どのようにとらえておられるか。この、昨日ですね、同僚議員が同じ趣旨の質問をされておりますので、簡潔に答弁を求めます。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい。部活動の地域移行についてのとらえ方について御質問をいただきました。本町においてはですね、少子化が進む中で現状今は、町内の中学校におけます部活動においてはですね、先ほど議員がおっしゃったようにですね、団体競技として今、単一中学校での編成が困難となっております。その中で、町内の二中学校で、部活動、競技を団体を編成してですね、今合同で大会に出場してる部活動もあり、部活動の運営が難しくなっているところでもございます。その中で、スポーツ庁、文化庁から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが昨年、12月に策定されたことによりまして、本町においてもですね、生徒が将来にわたり、スポーツや文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、学校部活動の在り方を見直すことと、地域クラブ活動の体制を整備することが必要であると考えているところでございます。本町にもかかわらず、他市町においてもですね、受皿となる地域クラブ活動団体の整備や、部活動の指導者の確保、また生徒、保護者の経済的、また時間的負担の軽減等、課題は多くあります。今後も、国や県の動向を注視しながらも、本町の実態に応じた方針を示すため、検討を続けることが必要と考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。在り方を見直したり、体制を整備したり整えたりということで検討されているようで、次の質問ですね、どういうふうな方針で、どういうふうな方針を持って進められるのかということをお聞きしたかったのですが、今、課長から、国に準じてという方向で進められるというお答えをいただきましたので、次の質問に進みまして、移行までのスケジュールを含めですね、どのようなプロセスで取り組んでいかれるか、これについての答弁を求めます。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、どのようなスケジュールでという形でございます。昨年11月からですね、公立中学校の部活動に地域移行に係る、地域担当者の県の担当者会議、また、県市町の共同会議にも参加をしまして、本件について県全体の協議が始まったところでございます。まずは、基本的には、休日における部活動の地域移行を目指して、その後、段階的に平日を含めた完全な地域移行を進めていきたいと考えているところでございます。このたび国が示されたガイドラインに沿ってですね、本町においては、令和5年度から令和7年度までの3年期間を、国と同様に改革推進期間として取り組んでいくことを考えているところでございます。令和5年度には学校部活

動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関して、町、学校、スポーツ、また、文化芸術団体、地域等で、専門的な知識を、知識及び経験を有する方で構成します協議会を立ち上げるための準備期間として位置づけを行うこととしております。また、この位置づけを行うことによって、令和5年においては、協議委員会の委員として選定を行っていくことを考えております。その選定を行った上で、令和6年度においては協議会を立ち上げまして、生徒、保護者、教職員を対象とした、地域移行に係るニーズ調査を行うなど、令和8年度からの休日における部活動の地域移行を目指して、町、学校、スポーツ、文化芸術団体、地域、保護者等との連携を深めて取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい。影井議員。

○影井伊久美議員

令和5年度は、協議会を設立されるということで、その後ですね、ニーズ調査のほうを保護者、子どもたちにされるということで、しっかり進めていっていただかなければならないことだと思います。本町にとっての部活動の地域移行はですね、都市部と違い、困難を極めることが予想されます。保護者、子どもたちへのこういった先ほど申し上げ、説明されたような、スケジュール感なども含めてですね、丁寧な説明をはじめですね、決定に至るまでのプロセスを、冒頭申し上げましたことも基本法のとおり、必要な措置を十分に講じていただき、御答弁いただいた形でもってですね、みんなで話し合っていく必要があると考えます。同時に、教員の働き方改革についても、察急に改善が図られるべきだと考えます。このことも、現場の先生方の声を十分に聞き、また、県ともしっかりと連携を図られながら進めていっていただきたい。いずれにせよですね、誰かの犠牲の上で成り立つような仕組みでは、近い将来破綻することが目に見えております。関係者、関係機関との対話を丁寧に行い、本町の部活動地域移行をどのように取り組んでいくのか。町長初め、教育委員会におかれましては、町民に寄り添った対応、また、リーダーシップを図られ、取り組まれない、このように申し添えて、次の質問に移ります。2項目の質問、ファミリーサポートについて。まず、昨年、令和4年3月定例会において一般質問させていただきましたファミリーサポート制度について、その後の進捗状況を問います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい。それではファミリーサポート事業について、現状について御説明、答弁させていただきます。3月の定例議会以降、当課におきましても、この事業の妥当性等について検討したところでございますが、現状においては進んでないというのが、現状でございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。検討、模索はしておられるが、具体的に進んでいるわけではないといったことを確認しました。では、今回改めてですね、ファミリーサポート制度、これの必要性について述べます。前回の質問においては、独り親で子守をしてもらえる親類が近くにいない状況か。体調不良になったとき、里帰り出産が困難なとき、子育てと介護が重なり疲れ果てたとき、などにファミリーサポートを利用したい。具体的にこういった声があるということを御紹介させていただきました。またですね、地域で子育てすることで、地域と若い世代のつながりが出来、地域衰退を解消する一つのヒントになるのではないかと。こういった観点から必要性を述べてまいりました。このたびはですね、加えまして、住民さんとの会話の中から出てきた、新たな視点をですね、御説明申し上げます。まずですね、令和4年4月の広報誌、町長コラムを抜粋させていただきますと、本町らしい仕事づくりということで、観光振興に力を入れていく、このように述べられております。観光振興に力を注ぐので

あれば、民間の多種多様な業種、事業者、就労者のお力添えなくしては成り立ちません。今日も昨日も質問の中にありましたが、相次ぐ商店の閉鎖これがさらに広がると、観光にもおのずと影響してまいります。そしてですね、観光に伴って発生する交通、宿泊、飲食、その他施設利用やイベント開催など、観光産業は多岐にわたります。加えて、観光産業の多くは日曜日、祝日こそ忙しいものです。しかしですね、子育て中の方は、子どもを預ける場所がございません。おじいちゃんおばあちゃんに預けられる世帯がある一方でですね、おじいちゃんおばあちゃんもまだまだ現役で、それこそ日曜日、祝日も働かれておる、ほかにはそもそも実家が遠くて預けられない等の方がいらっしやいます。観光を支える業種の方々々が安心して働ける環境づくり、これ大変重要ではないでしょうか。まずですね、町が進める事業、今回は、観光振興にあたります。これに対して、土台となる対象、これは何であるかを整理し、土台となる対象は観光を支えて働いておられる現場の人ですね、この土台の支援ですね、整えていかなければならないと考えます。こういった観点からも、ファミリーサポート制度の必要性を改めて感じるわけですが、町長の御所見を伺います。

○中本正廣議長

議長。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。改めてファミリーサポート制度についてですね、議員から御質問いただきました。昨年度も同様の御質問をいただきながらですね、残念ながら、この1年、具体的な進捗がなかったということについては改めて申し訳なく思っているところでございます。また本日、その必要性について再三にわたって御指摘いただきました。それもまた、御指摘のとおりかと思っております。調べたところですね、ファミリーサポート制度今県内で、23市町中ですね、実施しているのは、20市町ということで、実施出来てないのは本町、それから神石高原町、大崎上島町という、小さなところ三つが出来てないという状況でございます。こういったことを考えればですね、改めて、大変難しい、検討しながら難しさを感じながらもですね、やはり、実施に向けて進めていかなければいけないのじゃないかなと思っております。改めてもう少しお時間をいただきながら、申し訳ないんですが、何とかファミリーサポートあるいはそれに類似した制度ができるように、我々も取組をさせていただきたいと思えますし、また、担当課長からも、意思表示をさせたいと思えますので、聞いていただければと思いますよろしく願いいたします。

○中本正廣議長

園田教育次長。

○園田哲也教育次長

はい。子供子育て支援事業全般につきましては教育委員会が主管となっておりますので、答弁させていただきます。ただいま町長のほうで、実施に向けた検討も含めて、したいというところでございます。現在、教育委員会におきましては、来年度、子供子育て支援事業のですね、計画をつくるためのニーズ調査を実施するというところを、来年度予算等でですね、考えているところでございます。そこにおきまして、当然まずは、そのファミリーサポート事業含めました子ども子育てに関わるニーズの調査を行った後にですね、ニーズ量を把握して、具体的な方策にして、検討に入るかどうかということ、新しい事業計画をつくるにおいて考えていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長

○伊賀真一健康福祉課長

はい失礼します。昨年3月の議会におきましては、議員のほうからの質問の中にもございました、高齢、地域の中での、高齢者の方、また子育て世帯の方の触れ合い交流という、ところを視点にした、地域共生社会の考え方の中から、健康福祉課のほうで、答弁のほうをさせていただいたところではございます。先ほど教育次長

のほうからもお話がありました。やはり子育てということになりますと、子ども、健康福祉課も、全く抜きには考えておりません。これから、事業等をですね、作成、作成というか、そこの事業ができるかどうかも含めまして、改めて、子ども健康福祉課のほうも関わり持って進めていきたいというふうに思います。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、町長おっしゃられたように、広島県内14市9町ある中で、実施されていない町に、三町のみですが、そこに値してしまう。比べるわけではないんですけども、これだけ多くの市町が実施している事業の必要性も感じております。またですね、この土台の話を先ほど申し上げましたがぐらぐらの土台の上に何かを積み上げていっても、いずれは崩れてくるのではないのでしょうか。原稿に、この後用意していたんですけども、しっかりと取組を進めていただけるということで、この質問に関しては、前向きに検討ではなくてですね、横に置かず、ぜひ準備に向けての議論をですね、今年度は重ねられたいと申し添え、次の項の質問に移りたいと思います。3項目の質問です。長期総合計画について、地方自治法における、基本構想策定義務づけが廃止されて以降、総合計画の構成や内容、位置づけは、多様な事例があり、中には総合計画を策定せず、これとは別の形態で方針や計画を策定する自治体もあるようです。このようにですね、自治体独自の工夫や、実情に合わせた総合計画策定が可能な現在、総合計画を策定する理由を住民に対して明確にする必要があると考えます。本町においては、第2次長期総合計画が令和6年度で計画期間を終了します。それに伴い、見直しや、あるいは新たな計画づくりに向けての時期が近づいてきておりますので、今後の取組について問います。まずですね、本町の長期総合計画の根幹である機能は何であるか。これについてお考えを問います。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。長期総合計画に関する質問をいただきました。長期総合計画の機能についてでございますが、こちらについては、一つは、安芸太田町の目指す将来像やまちづくりの視点など、いわゆるビジョンを、住民、それから議会の皆様、それから事業者、行政職員などの関係者が共有する機能であるというふうに考えております。この機能は、計画策定段階において、住民の皆様をはじめ、多くの関係者の皆さんに参画をしてもらい、この策定を進めるこういう作業の中で、より備わるものと考えております。二つ目の機能といたしましては、行財政の経営を最適化するための機能であるというふうに考えております。この機能は長期総合計画に基づきまず予算編成でありますとか、施策評価、これが、この計画に基づき実施されることによって備わるものと考えております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、課長おっしゃられたように、住民とのビジョンの共有や、行政が行う事業の指針を示すもの。こういった理解でよろしいでしょうか。はい、これどちらも重要な機能であると感じます。ですがしかし長期総合計画を持って、現状ですね、住民とビジョンが共有出来、図れている、共有出来ていると言えるのか。疑問に思うところでもあります。次期計画策定に当たって、昨日の町長の御答弁では、水を生かしたまちづくり、自然を生かした教育環境の具現化、健康増進事業を脱炭素や自然環境保全、公共施設の管理、これらの事業を、そのものを通してですね、イメージを共有していくこと。またですね、総合計画の在り方そのものも検証しなければならぬと述べられております。住民とのビジョン共有は重要である、そのことや、総合計画の在り方そのものという目的の部分でも、次期では検証していかなれることを、確認いたしましたので、次にですね、計画を

し、実施をして評価や分析から改善を行う、そしてまた計画へと結びつける、この仕組みは現状どのような体制をとられているのか答弁を求めます。

○中本正廣議長

二見企画課長

○二見重幸企画課長

はい。計画、実施、評価、分析、改善を結びつける仕組みについてでございますが、長期総合計画に定められました施策につきましては、優先順位の高いものから予算化され、事業実施を進めておるところでございます。その事業のうち、主な事業に関しましては、事業実施後、成果指標の達成度合いなどを確認し、施策評価を行い、事業内容の改善を図り、翌年の予算に反映させていく、というような仕組みになっております。ここ数年は、7月頃に、担当課が施策評価シートを作成し、それをもとに、企画課から施策の実施状況、課題、目標数値の目標指標の達成状況などを聞き取りまして、評価シートをブラッシュアップし内部評価として、改善すべき点、あるいは今後の方向性を含め、整理をしていくといったようなことでございます。その内部評価を行ったものを、まちひとしごと創生総合戦略推進会議で報告させていただきまして、施策評価に関する意見をいただいで、外部評価というふうにしてしております。その状況につきましては、9月定例会の中で、議会にも報告をさせていただいているところでございまして、このような流れで、計画から改善までを結びつけているといったような状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

はい。影井議員。

○影井伊久美議員

はい。優先順位をつけて、事業を進められておられるということで、先ほどおっしゃられた、まちひとしごと創生総合戦略においてもですね、長期総合計画の施策評価を行っているということでした。これをもって、外部団体としての意見や評価をいただきながら、この仕組み、サイクルを回しているということで、体制は整えておられることを認識いたしました。しかしですね、この委員の名簿を拝見したところですね、いささか多様性に欠けるのではないかと感じております。例えば、次世代育成支援対策関係者のあたりがPTAの母親代表を1人のみしかおられない。人口減少を考えると、このあたりの層を厚くしていかなければならないと考えますが、足りていない、そのように感じております。そこでですね、次の質問に移りますが、このPDCAサイクルの過程で、現状、何が足りていないと考えておられるか。また、何を強化すべきであるか、この点についての答弁を求めます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。PDCAサイクルの過程でどういった面が足りてないかということですが、PDCAサイクルの過程と申しますか、実施する事業と施策が事業や施策が手段と目的の関係性になっているかを、今1度確認する必要があると考えております。目的を達成するための施策としてきちっと位置づけられておるかといったようなことを、再度確認をする必要があろうかと思えます。成果指標におきましても、施策と指標の関係性を整理してまして、成果指標及び目標値を、今後検討してまいりたいというふうを考えております。この検討を進めることによりまして、施策評価等業務の改善がつながりやすくなるというふうと考えておるところでございます。こういった面を今後強化して、新たな計画づくりを進めてまいりたいと考えます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。おっしゃられるとおりにですね、目標と計画に齟齬がないかとか、計画ありきになっていないか、こういった視点で検証することは、重要であると感じます。策定することが目的ではなく、実施に結びつけることが重要であると私も感じております。またですね、KGIやKPIなどの設定はありますが、加えてですね、誰が、いつ、どう実施するみたいなどころまで具体的に明確に落とし込んでいく必要もあるのではないかと感じております。そしてですね、PDCAで、とりわけ、ドゥー、実行の段階においては、住民の理解と参画なくして成り立たない。住民の理解と参画を得るには、プラン、計画の段階から住民参画を促せる仕組みがあり、その上でチェック、進捗状況や事業の評価を住民と共有し、アクションではどうしたら、よりよいものになるのか、見直しをし、住民とともに図っていく。足りないのは、こういった視点ではないでしょうか。協働のまちづくりには欠かせない視点です。アンケートやパブリックコメントは、一方通行になりがちですので、住民参加の機会の拡充が必要だと考えます。町長ははしもトークや教育大綱、近頃ではですね、話合いの場において、ワークショップ形式をとるなど、工夫をされていることは、大変評価をいたしております。しかしその後ですね、皆さんから出た意見をですね、まとめていくことが重要であり、そしてそれが1番難しいところではないでしょうか。いろいろな手法を用いてですね、話合いの場を設計することを試みられており、また実際にやってみておられますが、どういうふうにお感じであるか、現在の率直なお気持ちを町長に伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。長期総合計画の関係でもろもろ御指摘をいただいております。本当にタイミング的にも、次期長期総合計画をつくらなければならないということで、議会の委員の皆様も大変関心の高い事項であるというのを改めて感じながら、進めております。PDCAサイクルも含めてですね、意識しながらまたつくっていかねばならないなと思っておりますし、これ別の議員の御質問にもお答えをさせていただきました。少し網羅的になり過ぎてしまうそうですね、かえってまちづくりのビジョンとしてはイメージが弱くなってしまふなというのを感じたりしておりますので、そういった部分についても、要は、大事なものは、どれも大事だとは思いますが、その中でも、その優先順位みたいなものも少し、つけれるような、計画にしていかなければならないのかなというふうに感じております。その上で、計画はつくればいいだけではなくて、それをいかに町民の皆さんと共有を図っていくか。それもまた大きなポイントだということは私も感じているところでございます。そしてそのためには、計画づくりの段階から、町民の皆さんに御参加をいただかなければいけないということもまた、重要な点だなと思っております。私なりに住民の皆さん、町民の皆さんとの対話をする場というのは、大事にしてきたつもりでございます。その取っかかりとして、地域懇談会、はしもトークというのを繰り返して進めているところでございます。3年目を迎えますですね、多くの皆さんに御参加はいただいているんですが、あるいは御意見もたくさんいただくんですけども、そういう場をつくっていくことはだんだん定着してきたのかなと思うんですが、取りまとめの段階ですね、議員御指摘のように、いただいた御意見をどうまとめていくか、あるいは、ともすればやっぱりどうしても御要望ばかりになってしまつてですね、それが果たして本当に町にとって、あるいは地域にとって大事なのかという結論をまとめてくところというのは、まだまだ、これから工夫が要るのではないかなと感じております。ただ、まずは、御意見を言うていただくということが大事なことであり、またそれ習慣がつくようにですね、引き続き、はしもトークという場面も、しっかり使わせていただければなと思っております。今後は、そういった意味でいうと、計画の取りまとめという意味では、意見をいただきながら、その意見を最終的にどうまとめていくかというのがやっぱり、重要なことになっていくのでですね、今の段階で、じゃあどうすればそれがうまくいくか、こうすればいいというのはなかなか、私もまだ持っておりません。いろんな取組をしながら、一つの方向性が、計画づくりが一つの方向性をつくり出せるような形で進められるようにですね、我々も今からちょっと勉強なりさせていただければなと思っ

てるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。町長おっしゃられるとおおり、取りまとめの部分に苦慮されている。ということなので、話合いの前段から、話合いを促進して、最終的なまとめの段階まで、伴走していただけるような、外部の人材を登用するなどの工夫も、またもう一步踏み込んだ工夫も必要になってくるのではないかと感じております。最後の質問になるのですが、策定に当たり、誰の、どんな声を反映させるべきであるか。このお考えを問います。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。策定に当たり、誰のどんな声を反映させるべきかという御質問でございました。各計画の策定においては、それぞれの分野で、直接に直接的に活動されている方々、あるいは事業をされている方々、そして、地域で生活をされている方々の生の声を聞かせていただきたいというふうに考えております。一方で、特に今後、持続可能なまちづくりを進めるに当たっては、20代から30代の若い方々の層の御意見を取り入れる必要があるというふうに考えております。しかし、いわゆるサイレントマジョリティーと言われる層でもありまして、若い人たちがまちづくりに興味関心を持ってもらい、計画づくりに参画してもらえる仕組みをどうやってつくるかというのをしっかり工夫してまいりたいと考えております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい。多様な生の声を集めていきたいと。とにかく、20代30代の声も集めていきたいとおっしゃられました。そうですね、そもそも長期総合計画というのは、将来に向けての計画であると思われれます。ここにですね、しっかり、将来世代の多様な意見を盛り込みながら、冒頭申し上げましたこども基本法のとおり、子どもたちの意見もですね、十分吸い上げていただければならないと考えます。昨日のですね、同僚議員の質問の中でですね、町長のリーダーシップの下、ある程度の提案を示されたい、や、スピード感を持って事業に取り組まれない、こういった御指摘がございまして、おっしゃるとおり、私もスピード感や力強いリーダーシップが必要な場面は、多くあると思っております。しかしですね、この長期総合計画においては、町の意思、町のビジョン、これが問われるところでございます。でありますので、じっくりですね慎重に議論されるべきだと考えております。住民が知らない間に、そしてあっという間に決定されては、ハレーションが起りやすくてですね、結果的に事業そのものを進めにくくなるといった事態に陥らないよう、これからですね準備段階、これに入るに当たって、重要とすべきは、策定の目的やビジョンを住民とともにつくっていくこと。そして、現世代ばかりでなく、次世代も含めた議論をし、まちづくりへの参画意識を醸成していく仕組みを持って、長期総合計画策定に臨まれないと定義いたしまして、私の一般質問を結びます。

○中本正廣議長

以上で、7番、影井伊久美議員の一般質問を終わります。以上で通告による一般質問は全部終了いたしました。これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後 3時12分 散会